

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 8月18日
【会社名】	株式会社フルスピード
【英訳名】	Full Speed Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 申明
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区円山町3番6号
【電話番号】	03(5728)4460(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部副本部長 栗田 洋
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区円山町3番6号
【電話番号】	03(5728)4460(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部副本部長 栗田 洋
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 13,344,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 2,125,344,000円 (注) 新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】**第1【募集要項】****1【新規発行新株予約権証券】****(1)【募集の条件】**

発行数	24,000個
発行価額の総額	13,344,000円
発行価格	本新株予約権1個につき556円(本新株予約権の目的である株式1株当たり5.56円)
申込手数料	該当事項はありません
申込単位	1個
申込期間	平成26年9月3日(水)
申込証拠金	該当事項はありません
申込取扱場所	株式会社フルスピード 管理本部 東京都渋谷区円山町3番6号
割当日	平成26年9月4日(木)
払込期日	平成26年9月4日(木)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店

(注) 1. 株式会社フルスピード第2回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)は、平成26年8月18日(月)開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとし、払込期日までに払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

割当予定先の状況については、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,400,000株、本新株予約権1個当たりの割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)に定義する。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、割当株式数は、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</p> <p>2 本新株予約権の行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、欄外(注)6に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(ただし、当該直前取引日において売買高加重平均価格が算出されない場合には、売買高加重平均価格の算出された直前の取引日とする。以下「時価算定日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。)に修正される。</p> <p>3 行使価額の修正頻度:行使の際に本欄第2項に記載の行使請求の効力が発生する都度、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限:本新株予約権の下限行使価額は、当初528円である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(3)号を参照)。</p> <p>5 割当株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は2,400,000株(平成26年8月18日現在の発行済株式総数に対する割合は15.72%)、割当株式数は100株で確定している。</p> <p>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額):1,280,544,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権付株式であり、株主としての権利内容に制限のない、当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式2,400,000株とする(本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、本欄第2項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 (1) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(同欄第1項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>(2) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p>

	<p>(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額</p> <p>(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初880円とする。ただし、本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整される。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、時価算定日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。</p> <p>(2) 本項第(1)号に定める修正後行使価額の算出において、時価算定日に本欄第3項で定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該時価算定日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されるものとする。</p> <p>(3) 本項第(1)号及び第(2)号による算出の結果得られた金額が528円(以下「下限行使価額」という。但し、本欄第3項による調整を受ける。)を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式にかかり増加した当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p>

	<p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)</p> <p>調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合 調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。</p> <p>取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本 において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合 ()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。</p>
--	---

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日前行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号 における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前 行使価額} - \text{調整後 行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を初めて適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。

本項第(2)号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(2)号にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>2,125,344,000円</p> <p>上記金額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。そのため、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記発行価額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記発行価額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成26年9月5日から平成29年9月4日(但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄各項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1 行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 行使請求の取次場所 該当事項はありません</p> <p>3 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店</p> <p>4 新株予約権の行使請求及び払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権を行使する場合には、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)又は口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。)に対し行使請求に要する手続きを行い、行使期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて本欄第3項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。</p>

	(3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。なお、別記「(注)1 (2) 本新株予約権の商品性」に記載のとおり、当社は割当予定先との間において、本新株予約権の行使プロセス等について取り決めたファシリティ契約書(以下「ファシリティ契約」という。)を締結する予定である。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり556円にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画(以下「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり556円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3 当社は、平成27年9月5日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買加重平均価格の92%に相当する金額が下限行使価額を下回った場合、当該取引日の5銀行営業日後に、本新株予約権1個当たり556円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。なお、上記取引日に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項で定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買加重平均価格は、本項の適用上、当該事由を勘案して調整されるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。但し、「(注)1 (3) 本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、本新株予約権に係る株式会社フルスピード第2回新株予約権買取契約書(以下「本新株予約権買取契約」という。)において、割当予定先は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注)1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループの主たる事業領域である国内インターネット広告市場におきましては、平成25年には前年比8.1%増の約9,381億円(出所:株式会社電通「2013年 日本の広告費」)となり拡大を続けております。とりわけ、成長著しいReal Time Bidding(以下「RTB」という。)ディスプレイ広告市場については、平成25年は約392億円の市場規模となり、平成29年には約1,000億円の市場規模に達することが予測されています(出所:株式会社マイクロアド「日本のRTB経由ディスプレイ広告市場規模予測」、RTB経由のディスプレイ広告市場(以下「RTB型ディスプレイ広告市場」という。)の規模予測)。また、スマートフォンやタブレット端末の普及等によるデバイスの多様化、FacebookやTwitter、LINEに代表されるソーシャル・メディアの普及、膨大なインターネットユーザー情報を処理する広告関連技術(アド・テクノロジー)を活用したプラットフォームの開発・高度化が加速する等、インターネットビジネス環境の変化は世界規模で進展しており、国内のみならずアジア圏においても更なる市場拡大が期待されております。

このような事業環境の下、当社グループは、「Ad Technology & Marketing Company(アド・テクノロジー&マーケティングカンパニー)」を経営ビジョンに掲げ、創る機能と販売する機能の両軸で攻めるハイブリッド型ネット広告代理店のポジションを取ることで、差別化戦略を明確にしております。ネット広告代理店の1社として、また自らが国内No.1のアド・テクノロジーの開発企業を目指すことで、自らが開発したソリューションサービスを世の中に提供できる企業へと転換します。当社では、プラットフォーム戦略を担うインターネット広告統合管理ツール「AdMatrix(アドマトリックス)」(以下「AdMatrix(アドマトリックス)」という。)を開発・展開してまいりました。「AdMatrix(アドマトリックス)」は、DSP(Demand Side Platform)・第三者配信システム・スマホC/V測定機能・ソーシャルメディア分析機能・SEOアナリティクス機能・リスティング自動入札機能を有する広告統合管理ツール(アド・テクノロジー・ツール)であります。それに加えて、当社では差別化を図るために、それらアド・テクノロジー・ツールを活用し、顧客たる広告主のROIの向上のための総合コンサルティング支援を行うことが重要であると認識しております。当社では、RTB型ディスプレイ広告市場において、

自社開発のアド・テクノロジー・ツールである、Admatrix DSPを中心としたAdmatrixシリーズ(DSP(Demand Side Platform)・第三者配信システム・ソーシャル・SEO(検索エンジン最適化)・リスティング等)を使用し、企業のWeb広告担当者へ幅広いマーケティングソリューションを提案し、事業展開を進めてまいりました。

今回決議いたしました新株予約権の発行は、当社が平成25年7月30日付けで公表した中期経営計画において成長加速フェーズである当期以降において、更なるアド・テクノロジー・ツール開発に伴う、システム開発費用、人件費、外注加工費、サーバー費、運用トレーディング体制の体制構築費、マーケティング費、国内新規事業創出に係るM&A資金、及び海外事業展開等といった当社の投資資金需要に充当するために行うものであります。

また、今回の資金調達方法は、事業環境が急速に変化する当業界において、資金需要の発生時期や所要額の見込みが変動するため、ファシリティ契約により権利行使が調整でき、行使価額修正条項が付与された新株予約権を選択いたしました。

今回の資金調達により、今後のアド・テクノロジー・ツールの開発が促進され、国内外への積極的な拡散が可能となるとともに、RTB型ディスプレイ広告市場において、顧客に対する総合コンサルティング支援も更に強化されると考え、今回の実施に至りました。

(2) 本新株予約権の商品性

本スキームにおいては、割当予定先に対して行使価額修正条項付新株予約権24,000個を第三者割当により発行いたします。当社にとっては、割当予定先からの新株予約権の権利行使の都度、資金調達及び資本増強が行われる仕組みとなっております。

また、当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結するとともに、下記内容を規定したファシリティ契約を締結する予定であります。ファシリティ契約の概要は下記のとおりになります。

平成26年9月5日から平成29年8月5日までの期間(以下「ファシリティ期間」という。)においては、当社取締役会が必要と認めない限り、割当予定先は権利行使ができません。なお、ファシリティ期間経過後、行使期間満了までは割当予定先は当社の許可なく権利行使が可能となっております。割当予定先は、当社取締役会が定める割当予定先が本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使可能期間」という。)中に限り、当該行使可能期間中に割当予定先が行使することのできる本新株予約権の個数(以下「行使可能個数」という。)を上限として、本新株予約権を行使することができます。当社は、行使可能期間及び行使可能個数を定めた場合、行使可能期間開始日の前取引日(東京証券取引所の取引日をいう。以下同じ。)までに、行使可能期間開始日、行使可能期間終了日及び行使可能個数を指定し、割当予定先に通知いたします(かかる通知を、以下「行使可能通知」という。)

1回の行使可能通知に定める行使可能個数は、1,000個(その時点で残存する本新株予約権の個数が1,000個未満の場合は、当該残存個数)を下回ってはならず、また、いずれの行使可能通知についても、行使可能期間終了日は、行使可能期間開始日の5取引日後以降に到来する取引日とします。

当社は、ファシリティ期間中、何度でも行使可能通知を行うことができます。行使可能期間内においても、7取引日前までに新たな行使可能通知を行うことにより、何度でも行使可能期間及び行使可能個数を変更することができます。

割当予定先は、当社が指定した行使可能期間及び行使可能個数の範囲内で自由裁量により複数回に分割して権利行使を行うことが可能です。なお、割当予定先は、当社が行使可能通知を行った場合においても、本新株予約権を行使する義務を負うものではありません。

当社は、7取引日前までに通知を行うことにより、行使可能通知を撤回することができます(かかる通知を、以下「撤回通知」という。)

当社は、当社に重要事実等が生じた場合には、かかる事実等について公表がされた後でなければ、行使可能通知、撤回通知を行うことができません。

当社は、行使可能通知又は撤回通知を行った際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

本新株予約権には取得条項が付されており、当社は、本新株予約権の払込金額(発行価額)と同額の金銭を対価として、いつでも本新株予約権の全部を取得できます。また、平成27年9月5日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の92%に相当する金額が下限行使価額を下回った場合には、本新株予約権の払込金額(発行価額)と同額の金銭を対価として、残存する本新株予約権の全部を取得する設計とし、株価の大幅下落時には当初の目的が達せられないことから本スキームが自動的に解消されるようにいたしました。

また、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点に

おける上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使をすることができない旨を合意する予定です。

なお、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権買取契約において、本新株予約権買取契約の締結日以降、平成27年3月2日までの間、本新株予約権が存する限り、割当予定先の事前承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を行わない旨を合意する予定です。

(3) 本新株予約権を選択した理由

当社は、上記「本(注)1(1)資金調達の主な目的」に記載した内容を実行するために、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行いました。当社としては、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強が行えること、資金調達の機動性や蓋然性が確保された手法であるかを重視いたしました。

結果、上記「本(注)1(2)本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権及び割当予定先と締結予定のファシリティ契約を考慮して、本スキームが当社にとって最良の資金調達方法であると判断いたしました。

(本スキームの特徴)

希薄化への配慮

割当予定先と当社との間で締結が予定されているファシリティ契約により、割当予定先は、ファシリティ期間においては、当社の通知なく権利行使が行えない仕組みとなっております。これにより、当社による希薄化のコントロールが一定程度、可能となります。

最大希薄化が固定されていること

本新株予約権の目的である普通株式数は2,400,000株で一定であり、最大増加株式数は固定されております。なお、2,400,000株は、発行決議日における発行済株式数対比15.72%となります。

資金調達のタイミングのコントロール

上記ファシリティ契約により、当社は資金需要や株価動向を総合的に考慮して行使可能通知を行うことで、資金調達のタイミングを一定程度コントロールすることが可能となります。

株価上昇によるメリットが享受できること

行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には調達額が増大するメリットを享受できます。

流動性の向上

割当予定先において、本新株予約権の権利行使により発行される株式が市場にて売却されることにより流動性の向上が期待できます。

資金調達の柔軟性

本新株予約権の払込金額(発行価額)と同額の金銭を対価として、いつでも本新株予約権の全部を取得できます。これにより、将来、本新株予約権による資金調達の必要がなくなった場合や当社が別の資金調達方法が望ましいと判断した場合には、当社の裁量により切り替えを行うことができ、今後の資本政策の柔軟性が確保されております。

譲渡制限

割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく、本新株予約権買取契約に基づき当社以外の第三者に本新株予約権を譲渡することはできません。

また、本スキームには下記のデメリットが存在しますが、上記のとおり、当社にとって当該デメリットを上回る優位性が評価できるものと考えております。

(本スキームのデメリット)

本新株予約権の発行時点では資金調達・資本増強とはなりえず、権利行使の進捗によって当該目的が実現できることとなります。特にファシリティ契約によって、当社が行使可能通知を行っても、割当予定先は権利行使を行う義務は負っておらず、市場環境等を考慮しながら権利行使を行うスキームとなっており、権利行使が完了するまでには一定の期間を要することが想定されます。また、当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の92%に相当する金額が下限行使価額を下回った場合、当社は残存する本新株予約権の全部を取得するため権利行使が行われないこととなります。

株価が下落した場合には、調達額が予定額を下回る可能性があります。

割当予定先が権利行使請求により取得した株式を売却した場合には、株価下落の要因となりえます。

第三者割当形態となるため、資金調達を行うために不特定多数の新規投資家を幅広く勧誘することはできません。

本新株予約権を選択するにあたり、下記のとおり、他の資金調達方法と比較検討を行った結果、本スキームが現時点において当社にとって最良の選択であると判断いたしました。

(他の資金調達方法との比較)

公募増資との比較

公募増資による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、資金調達ニーズの発生を受けてから、公募増資による資金調達の準備を開始した場合には、公募増資は一般的に1~2ヶ月程度の準備期間を要するため、資金調達ニーズの発生から実際に資金調達が行われるまで、相当程度の期間が必要となります。

第三者割当増資との比較

第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。

第三者割当型転換社債型新株予約権付社債(CB)との比較

第三者割当型転換社債型新株予約権付社債(以下「CB」という。)は、様々な商品設計が考えられますが、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、転換価額が固定のCBでは、株価が転換価額より上昇しない限り、転換が進捗せず資本増強目的が達成できないことが懸念されます。一方、株価に連動して権利行使が修正されるCBでは、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化が確定しないために株価に対して直接的な影響が懸念されます。

ライツ・オフリングとの比較

いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがあります。コミットメント型ライツ・オフリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングでは、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から不適當であると判断いたしました。

ファシリティ契約の付かない新株予約権及びコミットメント型の新株予約権との比較

ファシリティ契約の付かない新株予約権は、新株予約権の割当先の裁量で自由に新株予約権の行使が可能となることから、当社が資金調達及び希薄化のタイミングをコントロールすることができません。コミットメント型(割当先が一定数量の行使義務を負う形態)は株価や流動性の動きにかかわらず権利行使する義務を負うことになり、株価推移に影響を与える可能性もあると考えられます。また、行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となることが考えられます。

借入・社債との比較

借入や社債による資金調達では、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれます。当社では、平成25年7月30日付けで公表した中期経営計画の中で有利子負債の削減による財務体質の改善をご報告した通り、今後も借入金の返済を通して財務体質の強化に取り組みます。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容
当社は、割当予定先との間で、本新株予約権買取契約において、「本(注)1(2)本新株予約権の商品性」に記載の内容以外に、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使をすることができない旨を合意する予定です。
当社は、割当予定先との間で、本新株予約権買取契約において、本新株予約権買取契約の締結日以降、平成27年3月2日までの間、本新株予約権が存する限り、割当予定先の事前承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を行わない旨を合意する予定です。
3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はございません。
5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。

6. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期
本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求の受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(2)号に定める口座に入金された日に発生します。
7. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。
8. 読み替えその他の措置
当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じるものとします。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等
本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,125,344,000	7,000,000	2,118,344,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額です。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士・新株予約権評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計です。割当予定先を含む第三者に対し本新株予約権の発行に関するアドバイザー費用の支払いはありません。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用及び差引手取金の概算額は減少いたします。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,118,344,000円については、上記「1(2)(注)1(1)資金調達の主な目的」に記載しましたとおり、21億円を平成32年5月末までにシステム投資、新規事業創出投資、マーケティング費用、M&A資金等に充当し、残額を平成29年8月末までに短期借入金の返済資金の一部に充当する予定です。具体的な内訳は以下のとおりです。

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
戦略領域における企画・開発・販売・運用に対するシステム投資や人件費、マーケティング費用、その他付随費用	1,000,000	平成26年11月～平成31年10月
アドネットワーク関連における国内新規事業創出に関する投資、開発資金及びM&A資金	700,000	平成26年11月～平成31年10月
中国や東南アジア諸国における事業展開に伴う人件費、マーケティング費用、事業提携に関する投資、及びその他付随費用	400,000	平成27年5月～平成32年5月

- (注)1. 上記差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。
2. 本新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期が決定されることから、支出予定時期の期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。かかる場合、当社は上記優先順位を の順とし支出予定時期を後ろ倒しする予定であり、それでも支出予定時期の期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合には当社は親会社からの借入、又は銀行借入を行い上記記載の使途へ充当する予定です。

調達しました資金の使途につきましては以下を予定しております。

戦略領域における企画・開発・販売・運用に対するシステム投資や人件費、マーケティング費用、その他付随費用

当社グループが属しておりますインターネット広告市場につきましては、リスティング広告、アフィリエイト広告など引き続き成長を続けると見込まれており、DSP(Demand Side Platform)・SSP(Supply Side Platform)・DMP(Data Management Platform)を含むアド・テクノロジーの需要も拡大するものと見込んでおります。このような事業環境のもと、当社グループは、主力であるインターネット広告代理店事業及びアドネットワーク事業において、運用効率の改善並びにサービス品質の向上を行いつつ市場成長に併せた拡大を目指すとともに、環境の変化に対応しつつ安定的に収益を確保する体制構築を進めてまいりました。とりわけ、当社は、戦略領域(ディスプレイ広告領域、スマートフォン・ソリューション領域、ソーシャル・メディア領域等)において、「AdMatrix(アドマトリックス)」を展開しております。

今回の調達資金につきましては、「AdMatrix(アドマトリックス)」の重点的拡販と同時に、更なる新規サービスの企画、開発に係るシステム開発の投資(開発体制拡充のための新規システムエンジニアの採用コスト及び人件費の負担並びにシステム開発の外注費の負担)、スマホ対応に関する費用、解析用のデータ連携に関する費用、拡販のためのマーケティング費用及びDSP(Demand Side Platform)等の運用トレーディング体制の拡充のための体制構築費用等に充当する予定です。支出期間については、平成26年11月～平成31年10月を見込んでおりますが、市場環境などにより実施時期を変更する必要があるため、想定可能な範囲で最長な期間を見込んでいます。

アドネットワーク関連における国内新規事業創出に関する投資、開発資金及びM&A資金

当社が属するインターネット広告市場においては、日本国内においても急激な市場成長が進むと同時に、次々に新しいアド・テクノロジーやサービスが創出されるなど、競合環境が目まぐるしく変化しております。そのような事業環境のもと、競争優位性を確保するためには、機動的なM&A及び自社による新規事業創出を行っていくことが必要となるため、そのようなM&A及び新規事業創出費用に本調達資金を充当する予定です。具体的には、動画広告(システム開発費用及び人件費等)やソーシャル・メディア(ツール及びサービスの開発等)等の新規領域へ重点的に充当する予定です。支出期間については、平成26年11月～平成31年10月を見込んでおりますが、市場環境などにより実施時期を変更する必要があるため、想定可能な範囲で最長な期間を見込んでいます。

中国や東南アジア諸国における事業展開に伴う人件費、マーケティング費用、事業提携に関する投資及びその他付随費用

成長著しいアジア圏の海外市場において、既存拠点の事業展開を加速させるための追加投資及び海外拠点の拡充のために本調達資金を充当する計画であります。

海外(アジア)において、サーチ領域(検索エンジン/リスティング広告)、ソーシャル領域、ディスプレイ領域(ディスプレイ広告/アドネットワーク広告)における国内での実績、ノウハウ、「AdMatrix(アドマトリックス)」を最大限活用したサービス展開等を行っていきます。

本調達資金を、中国や東南アジア諸国において機動的な事業展開を自社により実現するための人件費及びマーケティング費用等に充当する予定です。また、現地法人との事業提携等も幅広く検討しており、そのために必要な戦略的投資及び付随費用についても同様に充当する予定であります。支出期間については、平成27年5月～平成32年5月を見込んでおりますが、市場環境などにより実施時期を変更する場合がありますため、想定可能な範囲で最長な期間を見込んでいます。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	大和証券株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第22期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月27日関東財務局長に提出

b．提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成26年4月30日現在)	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成26年4月30日現在)	61,200株
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		主幹事証券会社

(注) 提出者と割当予定先との関係の欄は、平成26年8月18日現在のものです。

c．割当予定先の選定理由

当社は、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 本新株予約権 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等) の発行により資金の調達をしようとする理由 (3) 本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行ってきましたが、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強を行い、資金調達の機動性や蓋然性を確保したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、大和証券株式会社より本新株予約権の提案を受けたことから、同社を割当先として選定しました。

また、同社が、当社の主幹事証券会社として当社と良好な関係を構築してきたこと、国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 本新株予約権 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等) の発行により資金の調達をしようとする理由 (3) 本新株予約権を選択した理由」に記載の本資金調達方法の特徴を備える商品に関する知識が豊富であること、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である大和証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 2,400,000株

e．株券等の保有方針

割当予定先は、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとし、また、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が平成26年6月27日付で関東財務局長宛に提出した有価証券報告書(第22期)の平成26年3月31日における貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額及び新株予約権の行使に要する充分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

但し、割当予定先の親会社である株式会社大和証券グループ本社は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公表しており、当社はその文面を入手しております。また、当社は、当該文面の内容、及び警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等、割当予定先から確認しております。

これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の内容として譲渡制限は設けておりません。ただし、本新株予約権買取契約において、割当予定先は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」という。）に本新株予約権の価格の評価を依頼いたしました。赤坂国際会計は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及びファシリティ契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとしました。

モンテカルロ・シミュレーションにおいて、赤坂国際会計は、当社普通株式の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率について一定の前提を置き、本新株予約権の諸条件を考慮した上で、評価を実施しております。（但し、発行要項第16項第3号に定める取得条項を除き、発行要項第16項に記載の取得条項を考慮しておりません。）

その際、当社の資金調達需要が発生する確率はファシリティ期間中の任意の時点において一定であると仮定し、当社は資金調達需要が発生した場合には行使可能通知を行うこととされております。また、当社が行使可能通知を行った以降は、その後も資金調達需要が継続的に発生するものと仮定し、当社は最初の行使可能通知以降、割当てた新株予約権が全て行使されるまで行使可能通知を継続して行うものとされております。

また、割当予定先の投資行動につきましては、行使要請が行われた場合、株価が下限行使価額を上回っている限り、出来高の一定割合の株数の範囲内で権利行使を行うこと、及び権利行使して取得した株式を市場で売却することを仮定しており、割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使する際の株式処分コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積られる一定の水準（他社の公募増資事例から類推されるスプレッド水準）が想定されております。

当社は、赤坂国際会計の算定結果を参考にしつつ、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等」の欄外（注）1及び2に記載の本新株予約権の商品性、特徴やデメリット等を総合的に考慮し、本新株予約権1個の払込金額を赤坂国際会計の算定結果のレンジの上限値と同水準である556円といたしました。なお、本新株予約権は平成26年7月23日に発行を決議し同年8月8日に募集を取り止めました新株予約権と商品性を同一とするものですが、同年8月8日の取り止めの影響は既に株式市場に織り込み済みとなったと判断されることから、改めて前取引日である平成26年8月15日を基準日として赤坂国際会計に新株予約権の価格の評価を依頼しました。また、この基準日の平成26年8月15日への変更に伴い、行使価額も、当初、当該日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とし、また下限行使価額も、前同様、当該終値の60%に相当する金額としております。

当社監査役全員も、赤坂国際会計は、新株予約権の評価単価の算定について豊富な経験を有しており、その専門家としての能力について、特段問題となる点はないと考えられること、及び本新株予約権の価格算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であることから、適用されたパラメーターの適切性・合理性等が認められれば、その算定過程及び当該前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、赤坂国際会計評価書（以下「評価書」という。）における本新株予約権の評価単価の算定結果に依拠できるものと考えられること、また、赤坂国際会計は、当社と顧問契約関係になく、当社及び当社経営陣から独立していると認められること及び本新株予約権に関して割当予定先とは契約関係にない独立した立場で評価書を提出していると認められることから、評価書の作成自体については、公正性を疑わせる事情はないことを前提に、これらが適正かつ妥当であると判断し、本新株予約権の内容や特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価額は、割当予定先に特に有利ないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達において、本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数は最大2,400,000株であり、当社の議決権総数152,645個（平成26年8月18日現在）に対し、15.72%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達は、当社の業容を拡大し、今後の収益性の向上や企業価値の向上に寄与し既存株主を含めた株主全体の利益につながることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断いたしました。

また、当社株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は532,726株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有していることや、割当予定先との間でファシリティ契約を締結することで、当社の資金需要に応じて本新株予約権の行使をコントロールすることが可能であることから、本新株予約権の発行は市場に過度の影響を与える規模ではないと判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

本新株予約権の行使により、大株主の状況が次のとおり変動する見込みであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に對す る所有議決権 数の割合
フリービット株式会社	東京都渋谷区円山町3-6	8,870,400	58.11%	8,870,400	50.21%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1 丁目2-10	232,700	1.52%	232,700	1.32%
竹内 康仁	東京都千代田区	194,000	1.27%	194,000	1.10%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8- 11	184,300	1.21%	184,300	1.04%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6- 1	147,800	0.97%	147,800	0.84%
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2丁目4 -1	142,400	0.93%	142,400	0.81%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4	101,700	0.67%	101,700	0.58%
ゴールドマンサックスイン ターナショナル (常任代理人ゴールドマ ン・サックス証券株式会 社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UK (東京都港区六本木6丁目10 番1号)	69,800	0.46%	69,800	0.40%
城口 智義	東京都小金井市	65,000	0.43%	65,000	0.37%
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目 9番1号	61,200	0.40%	61,200	0.35%
計	-	10,069,300	65.96%	10,069,300	57.00%

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、それぞれ平成26年4月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

3. 割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式について長期保有を約していないため、「割当後の所有株式数」の算出にあたり、割当予定先の所有株式数には本新株予約権の目的である株式の数を加算しておりません。なお、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社普通株式を全て保有し、かつ、本件の他に新株式発行・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る「割当後の所有株式数」は2,461,200株、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は13.93%となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成22年7月	平成23年7月	平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月
売上高 (千円)	13,956,234	15,201,648	9,984,109	10,721,721	11,305,624
経常利益又は経常損失 () (千円)	455,827	66,334	378,561	541,719	577,664
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	1,678,387	1,322,680	571,416	254,640	359,013
包括利益 (千円)	-	1,315,967	559,716	259,472	362,578
純資産額 (千円)	1,325,412	11,554	571,241	394,964	747,357
総資産額 (千円)	8,329,326	4,733,293	3,257,714	3,147,581	3,279,393
1株当たり純資産額 (円)	82.52	0.97	37.33	25.88	48.96
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 () (円)	117.37	92.10	38.84	17.10	23.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	38.81	-	-
自己資本比率 (%)	14.2	0.3	16.9	12.5	22.8
自己資本利益率 (%)	81.7	226.0	213.7	53.9	62.9
株価収益率 (倍)	2.31	2.95	6.44	15.71	35.42
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	650,728	437,568	390,364	219,439	9,066
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,717,526	23,177	708,842	192,617	138,368
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	777,634	304,686	1,385,567	161,803	295,257
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,390,655	1,500,360	1,213,999	1,079,017	1,259,994
従業員数 (人)	337	208	234	216	227
(外、平均臨時雇用者数)	(57)	(12)	(23)	(22)	(17)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第10期、第11期および第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第12期は、決算期変更により平成23年8月1日から平成24年4月30日までの9ヶ月間となっております。

4. 第10期から第12期までの数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の数値であります。

5. 当社は、平成25年11月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、当該株式分割が、第10期の期首に行われたと仮定して算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成22年7月	平成23年7月	平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月
売上高 (千円)	9,247,676	8,036,993	6,618,467	8,129,736	7,665,193
経常利益又は経常損失() (千円)	320,631	203,615	147,801	376,627	5,814
当期純利益又は当期純損失() (千円)	1,459,613	1,513,751	320,935	236,570	23,662
資本金 (千円)	697,087	746,611	746,611	799,070	799,298
発行済株式総数 (株)	143,560	147,100	147,100	152,640	15,266,000
純資産額 (千円)	1,405,381	15,359	328,343	192,225	169,005
総資産額 (千円)	5,683,859	3,449,969	2,478,819	2,580,708	2,275,723
1株当たり純資産額 (円)	97.90	1.04	22.32	12.59	11.07
1株当たり配当額 (円)	100	-	-	-	-
(内、1株当たり中間配当額)	(100)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額() (円)	102.07	105.40	21.82	15.88	1.55
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	21.80	-	-
自己資本比率 (%)	24.7	0.4	13.2	7.4	7.4
自己資本利益率 (%)	67.4	213.1	186.8	90.9	13.1
株価収益率 (倍)	2.66	2.58	11.46	16.91	537.36
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	158	152	167	177	182
(外、平均臨時雇用者数)	(11)	(1)	(16)	(22)	(17)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第11期から第14期は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向については記載しておりません。

3. 第10期、第11期および第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第12期は、決算期変更により平成23年8月1日から平成24年4月30日までの9ヶ月間となっております。

5. 第10期から第12期までの数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の数値であります。

6. 当社は、平成25年11月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、当該株式分割が、第10期の期首に行われたと仮定して算定しております。

2【沿革】

年 月	事 項
平成13年 1月	Webサイトの企画、制作、運営を目的として、京都府城陽市に有限会社エクシスを設立
平成14年 6月	成功報酬型SEOサービスの販売を開始
平成15年 1月	本社を東京都へ移転
平成15年12月	有限会社エクシスを株式会社エクシスへ組織変更
平成16年 9月	株式会社セルを子会社化
平成16年10月	Google, Inc. と販売代理店契約を締結、リスティング広告の販売を開始
平成17年 2月	株式会社ウェブマーケティングジャパンを子会社化
平成17年 7月	株式会社エクシスを株式会社フルスピードへ商号変更 連結子会社の株式会社ウェブマーケティングジャパンおよび株式会社セルを吸収合併
平成18年 2月	ヤフー株式会社（旧オーバーチュア株式会社）と販売代理店契約を締結
平成18年 7月	西日本営業所を開設
平成18年11月	独自のアフィリエイトプログラム「アフィリエイトB」のサービス提供を開始
平成18年12月	事業拡大に伴い、本社分室を開設 大型サイト買収によりEC事業を本格的に開始
平成19年 5月	ヤフー株式会社（旧オーバーチュア株式会社）の推奨認定代理店に昇格
平成19年 8月	東京証券取引所マザーズ市場に上場
平成20年 1月	情報ポータルサイトの運営を目的として、株式会社ブティック・ポータルズを設立
平成20年 3月	サイト売買（仲介）事業の運営を主な目的とし、株式会社フルスピードファイナンスを設立
平成20年 4月	インターネットデータセンター事業の運営を目的として、株式会社ベッコアメ・インターネットを子会社化
平成20年 6月	株式会社JPSを子会社化
平成20年 7月	インターネットマーケティングの強化を目的として、株式会社ファンサイドAGマーケティングを子会社化
平成20年 9月	本社オフィスを渋谷マークシティに移転
平成20年10月	株式会社光通信との提携により、株式会社フライトを設立
平成20年12月	株式会社ファンサイドAGマーケティングを株式会社ファンサイドに商号変更
平成21年 8月	株式会社フルスピードファイナンスを吸収合併 総合ポータルサイトの運営と一般消費者向けサービスの展開を目的とし、株式会社A-boxを設立
平成21年 9月	モバイルアフィリエイトサービス「アフィリエイトBモバイル」のサービス提供を開始
平成21年11月	法人向けサービスの拡充を目的として、オフィス用品通信販売のエージェント事業を開始
平成22年 1月	顧客企業に対する総合的な支援を目的とし、企業を対象とした有料会員制事業を開始
平成22年 3月	一般消費者向け事業の展開を目的として、株式会社ギルドホールディングスおよびギルドコーポレーション株式会社を子会社化
平成22年 4月	アフィリエイトサービスプロバイダー事業を分社化し、株式会社フォーイトを設立
平成22年 6月	フリービット株式会社との間で、資本業務提携契約を締結 フリービット株式会社による当社株式の公開買付けが開始
平成22年 8月	フリービット株式会社による当社株式の公開買付けが完了し、フリービット株式会社が当社株式72,204株（所有株比率50.30%）を保有する親会社となる
平成23年 5月	株式会社ギルドホールディングスおよびギルドコーポレーション株式会社の株式を全株譲渡
平成23年 7月	フリービット株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施。本増資により、フリービット株式会社の所有する当社株式は75,704株（所有株比率51.46%）
平成24年 1月	株式会社JPSの株式を全株譲渡
平成24年 2月	株式会社A-boxの株式を全株譲渡
平成24年 4月	株式会社ベッコアメ・インターネットの株式を全株譲渡
平成24年 7月	親会社フリービット株式会社と同ビルの渋谷E・スペースタワーへ移転
平成24年 8月	上海富斯市場營銷諮詢有限公司（現上海賦絡思广告有限公司）を設立
平成24年10月	株式会社フライトを清算結了
平成24年12月	フリービット株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施。本増資により、フリービット株式会社の所有する当社株式は88,585株（所有株比率58.03%）
平成24年12月	フルスピード、Web サイトを活用して収益化を目指すプレミアムプラン「How to Monetize SEM プログラム」のサービス提供を開始
平成25年11月	普通株式1株を100株に株式分割、単元株制度を採用し1単元の株式数を100株とする。

3【事業の内容】

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社（株式会社フルスピード）、親会社1社、子会社3社により構成され「アド・テクノロジーを基盤に、インターネットマーケティングを必要とするあらゆる国内外企業を総合的に支援する」ことを事業方針としております。

この方針に基づき、インターネットマーケティングの事業領域において、リスティング広告、SEM広告ソリューション、アフィリエイト広告を中心とした各種サービス等の提供ならびに、アド・テクノロジーに関するサービスの開発・提供に取り組んでおります。

また、アジア展開の一環として中国（上海）にて事業展開を進めております。

当社グループの各事業の内容は次のとおりであります。

<インターネット広告代理店事業>

現在、インターネット広告代理店事業は、「リスティング広告」、「SEM広告ソリューション」を主軸として、これらを提供する顧客のニーズに応じて、その他インターネット広告の代理販売、アクセス解析の代行等、付加サービスの提供を行っております。

(1)リスティング広告

検索結果のページに設定された広告枠に表示されるテキスト広告（リスティング広告）は、検索サイトの閲覧者が検索サイト上に表示される当該広告主のテキスト広告をクリックした場合にのみ広告主の利用料が発生する仕組みとなっております。当社は、ヤフー株式会社およびGoogle Inc.などが提供するリスティング広告ならびにコンテンツ連動型広告の販売を行っております。また、運用面においては費用対効果の高い広告を出稿できるよう、キーワードの選定、入札価格の調整、広告原稿の作成など全面的にサポートを行っております。

(2)SEM広告ソリューション

当社は、検索エンジンを活用してサイトへの集客や企業広告を行う企業に対して、検索エンジンの表示順位判定基準（アルゴリズム）を解析し、サイトの状態を最適化することにより、顧客のサイトが検索エンジンからの評価を高められることを目的としたSEO（検索エンジン最適化）サービスの提供を行っております。また、独自に開発した広告運用最適化プラットフォーム「AdMatrix」により、リスティング広告、SEO、スマートフォン広告などの各種プロモーションを統合管理することで、運用効果の高いサービスの提案・提供を行っております。

(3)その他（アフィリエイト広告、純広告、ソーシャルメディア他）

当社は、Webプロモーションにおける顧客のニーズに応じて、当社子会社である株式会社フォーイットが運営するアフィリエイト広告の販売代理や、純広告などリスティング広告以外の各種インターネット広告の販売代理の他、アクセス解析、入力フォーム最適化サービス、各種ツールの提供等、付加サービスの提供等を行っております。

<アドネットワーク事業>

現在、アドネットワーク事業は、当社が営む「ディスプレイ型アドネットワーク」、当社の子会社である株式会社フォーイットが営む「ASP（アフィリエイト・サービス・プロバイダー）以下、ASP」が主力となっております。

(1)ディスプレイ型アドネットワーク

ディスプレイ型アドネットワークは、複数のWEBサイトの広告枠を束ね、その広告枠にディスプレイ広告を配信する広告ネットワークを指し、複数の広告ネットワーク間で連携する仕組みとして、比較的高度なテクノロジー技術が必要とする成長市場として期待されております。当社においても、この分野におけるサービス開発を進めるとともに、ディスプレイ型広告総合マネジメントプラットフォーム「FullSpeed Ad Exchange（フルスピード・アドエクスチェンジ）」、広告運用統合プラットフォーム「FullSpeed AdMatrix（フルスピード・アドマトリック）」の提供を行っております。

(2)ASP

アフィリエイトプログラムとは、広告主および提携サイトのネットワークを構築し、アフィリエイト広告取引を仲介する情報システムです。平成22年4月に新設分割し設立した子会社である株式会社フォーイットが、当社が開発したアフィリエイトサービス「アフィリエイトB」、「アフィリエイトBモバイル」を提供しております。

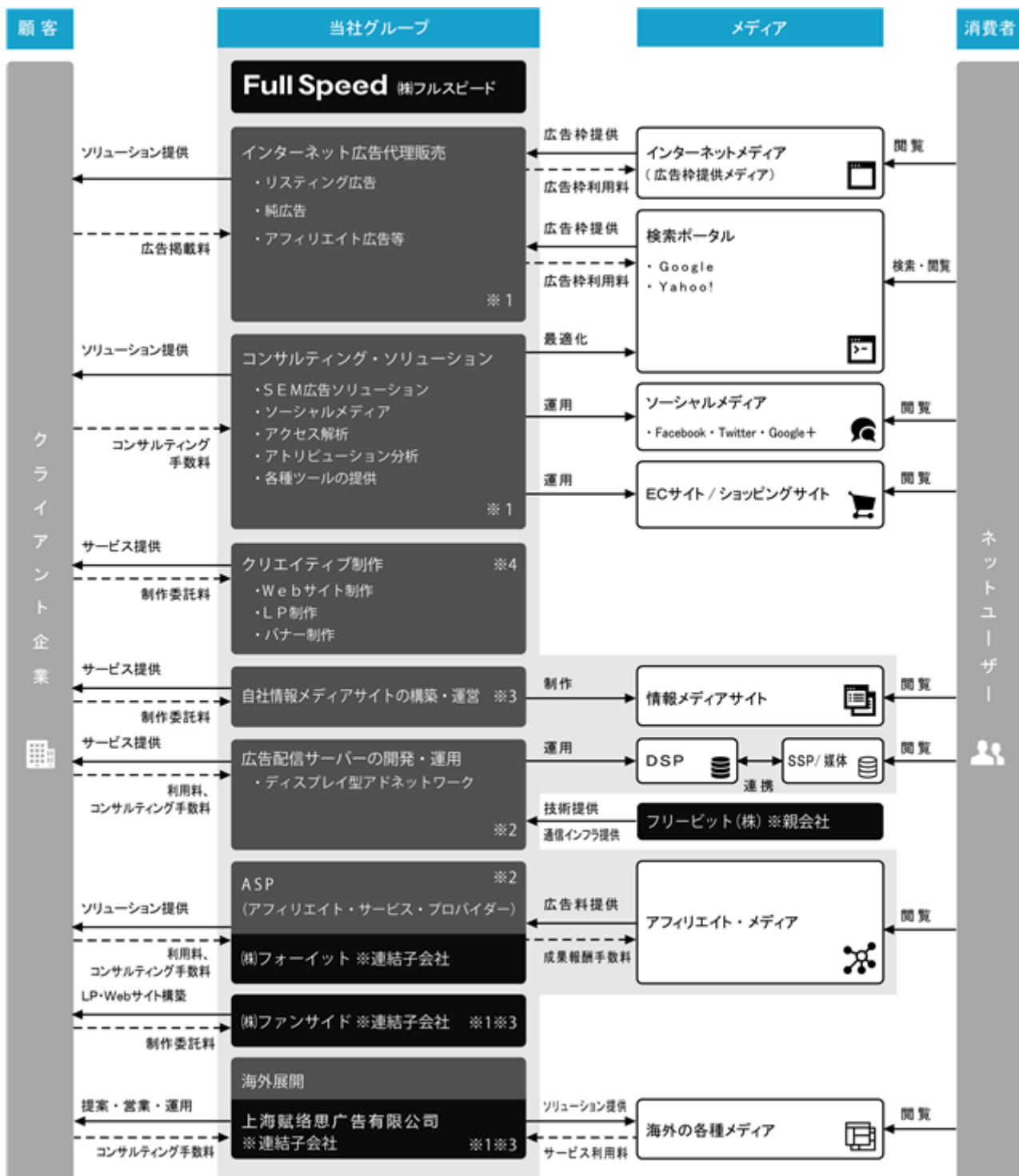
<情報メディア事業>

現在、情報メディア事業は、各種テーマに特化した「情報メディアサイト」を企画・制作し、広告枠および当該サイトの販売活動を行っております。

<クリエイティブ事業>

現在、クリエイティブ事業は、これまで蓄積されたノウハウを活かし、SEOやユーザビリティを考慮したサイト制作（WEBサイト・Facebookページ等）やバナー制作等の提供を行っております。

当社の事業系統図は以下のとおりとなります。



範囲の枠内は当社の事業領域を示します。

※1. インターネット広告代理店事業 ※2. アドネットワーク事業 ※3. 情報メディア事業 ※4. クリエイティブ事業

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有(被所有) 割合(%)	関係内容
(親会社) フリービット株式会社(注)3	東京都渋谷区	3,045,085	インターネット接続事業者 へのインフラ等提供事業	(58.11)	役員の兼任あり 資金の借入 債務被保証等
(連結子会社)					
株式会社ファンサイド	東京都渋谷区	30,000	情報メディア事業	100.0	役員の兼任あり
株式会社フォーイット (注)2、4	東京都渋谷区	10,000	アドネットワーク事業	100.0	広告取引 役員の兼任あり 資金援助あり
上海賦絡思广告有限公司	上海	41,810	インターネット広告代理店 事業	100.0	役員の兼任あり 資金援助あり

(注)1. 連結子会社の主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 有価証券報告書を提出しております。

4. 以下の連結子会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

株式会社フォーイット

主要な損益情報等

(1) 売上高	5,169,211千円
(2) 経常利益	609,536千円
(3) 当期純利益	365,877千円
(4) 純資産額	649,955千円
(5) 総資産額	1,386,385千円

なお、第14期第1四半期連結累計期間(自平成25年5月1日至平成25年7月31日)より、重要性が増加したことにより上海賦絡思广告有限公司(旧上海富斯市場營銷諮詢有限公司)が連結子会社となりました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成26年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
インターネット広告代理店事業	141(19)
アドネットワーク事業	71(-)
情報メディア事業	-(-)
クリエイティブ事業	-(-)
報告セグメント計	212(19)
全社(共通)	14(1)
合計	226(20)

(注)1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成26年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
173(19)	30.6	2.9	4,674,054

セグメントの名称	従業員数(人)
インターネット広告代理店事業	141(18)
アドネットワーク事業	18(-)
情報メディア事業	-(-)
クリエイティブ事業	-(-)
報告セグメント計	159(18)
全社(共通)	14(1)
合計	173(19)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。なお、当社は賞与の支給を行っておりません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は組成されておりませんが、労使関係は良好であり特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第14期連結会計年度におけるわが国経済は、政府の各種経済政策や金融緩和に対する期待感から円安・株高が進行し、個人消費や企業収益に改善がみられるなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。しかし、4月からの消費税増税に伴う駆け込み需要の反動及び消費の冷え込みによる国内経済への影響など、今後の動向が注目されております。

当社グループの主たる事業領域である国内インターネット広告市場におきましては、平成25年には前年比8.1%増の9,381億円（出所：『2013年（平成25年）日本の広告費』・株式会社電通、平成26年2月公表）となり拡大を続けております。また、スマートフォンやタブレット端末の普及等によるデバイスの多様化、FacebookやTwitter、LINEに代表されるソーシャルメディアの普及、膨大なインターネットユーザー情報を処理する広告関連技術（アドテクノロジー）を活用したプラットフォームの開発・高度化が加速する等、インターネットビジネス環境の変化は世界規模で進展しており、国内のみならずアジア圏においても更なる市場拡大が期待されております。

このような事業環境の下、当社グループは、“Ad Technology & Marketing Company（アド・テクノロジー & マーケティングカンパニー）”をコーポレートスローガンに掲げ、インターネット広告代理店事業や子会社フォーイトが展開する『アフィリエイトB』等の既存事業の拡販を強化する一方で、第13期連結会計年度より開発を進めてまいりましたインターネット広告統合管理ツール『AdMatrix DSP』、『AdMatrix 3PAS』のサービス提供を開始するなどアド・テクノロジーカンパニーへの転換を企図した取り組みを進めてまいりました。

以上により、第14期連結会計年度における売上高は11,305,624千円（前年同期比5.4%増）、営業利益603,395千円（前年同期比6.6%増）、経常利益577,664千円（前年同期比6.6%増）となりました。また、過年度決算訂正関連費用94,182千円が発生したものの当期純利益は359,013千円（前年同期は当期純損失254,640千円）となりました。

事業の区分別の営業概況は次のとおりです。

<インターネット広告代理店事業>

第14期連結会計年度において、リスティング広告*1、SEM広告ソリューション*2、アフィリエイト広告*3などの各種サービスの拡販に引き続き取り組んでまいりましたものの、今後、当社グループにおいて一層の事業拡大を見込むアドネットワーク事業の開発領域にリソースの一部を投下いたしました。また、SEM広告ソリューションにおいても、コンテンツマネジメントに重点を置いたクライアント提案にシフトをいたしております。

以上の結果、当事業の売上高は、第14期連結会計年度では7,391,225千円（前年同期比7.6%減）となりました。

<アドネットワーク事業>

第14期連結会計年度において、当社が新たに独自開発した新サービス『AdMatrix DSP（*4）』を主とするディスプレイ広告や、クライアントの広告予算配分の最適化を支援する効果測定ツール『AdMatrix 3PAS（*5）』について、一般顧客にサービス提供を開始するとともに、更なる顧客・売上拡大を見据えた体制構築を進めてまいりました。

また、子会社である株式会社フォーイトにおいて、ASP（アフィリエイト・サービス・プロバイダー）*6として当社自社開発したアフィリエイトプログラム『アフィリエイトB』の営業活動に注力した結果、当事業におけるプロモーション数・提携サイト数とともに、引き続き順調に増加いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は、第14期連結会計年度では5,360,686千円（前年同期比31.0%増）となりました。

<情報メディア事業>

第14期連結会計年度において、情報メディアサイトの運営、ディレクトリ登録サービス等の販売をいたしました。

以上の結果、当事業の売上高は51,940千円（前年同期比26.8%減）となりました。

<クリエイティブ事業>

第14期連結会計年度において、これまでの実績から蓄積されたノウハウを活かし、SEOやユーザビリティを考慮したサイト制作（Webサイト・スマホ最適化サイト・Facebookページ等）やLP制作・バナー制作に取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業の売上高は46,795千円（前年同期比26.3%減）となりました。

- | | | |
|----|----------------------------|---|
| *1 | リスティング広告 | ： 検索したキーワードに応じて、検索エンジンの検索結果のページに設定された広告枠に表示されるテキスト広告。 |
| *2 | SEM広告ソリューション | ： 検索エンジンから自社Webサイトへの訪問者を増やしたい顧客に対して、SEO（検索エンジン最適化）をはじめとする各種インターネット広告手法を用いて課題解決するサービス。 |
| *3 | アフィリエイト広告 | ： Webサイトやブログ等が企業サイトへバナーやテキスト広告を張り、閲覧者がその広告を経由して当該企業のサイトで会員登録したり商品を購入したりすると、サイトの運営者に報酬が支払われるという成果報酬型の広告手法。 |
| *4 | DSP（Demand Side Platform） | ： 広告出稿を行う広告主サイドが使用する広告配信プラットフォームのことで、広告主サイドの広告効果の最大化を支援するツール。 |
| *5 | 3PAS（3rd Party Ad Serving） | ： 複数のメディアの広告を一括管理して配信・効果測定を行うアドサーバー。第三者配信ともいう。 |
| *6 | ASP（アフィリエイト・サービス・プロバイダー） | ： 広告主とリンク元となるサイト運営者を仲介する業者。 |

(2) キャッシュ・フローの状況

第14期連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、1,259,994千円となり、第13期連結会計年度末に比べ180,977千円増加しました。

第14期連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、9,066千円のマイナスとなりました。これは、税金等調整前当期純利益458,835千円、仕入債務の増加額103,678千円の計上があったものの、債務保証の履行による支払額582,000千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、138,368千円のマイナスとなりました。これは、有形固定資産の取得による支出26,447千円、無形固定資産の取得による支出117,921千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、295,257千円となりました。これは、短期借入金の純増加682,000千円、長期借入金の返済による支出387,200千円があったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの事業は、サービスの提供にあたり、製品の生産を行っていないため、記載しておりません。

(2) 受注状況

当社グループは、インターネット広告代理、各種インターネットメディアの運営等を行っておりますが、これら事業の性格上、受注状況の記載に馴染まないため、記載しておりません。

(3) 販売実績

第14期連結会計年度の販売実績をセグメント区分ごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第14期連結会計期間 (自 平成25年 5月 1日 至 平成26年 4月30日)		
	金額(千円)	構成比(%)	前年比(%)
インターネット広告代理店事業	7,391,225	65.4	7.6
リスティング広告	4,517,398	40.0	3.8
SEM広告ソリューション	1,067,409	9.4	25.1
アフィリエイト広告	1,610,336	14.2	0.5
純広告	100,573	0.9	42.4
ソーシャル・メディア他	95,508	0.9	4.6
アドネットワーク事業	5,360,686	47.4	31.0
情報メディア事業	51,940	0.5	26.8
クリエイティブ事業	46,795	0.4	26.3
消去	1,545,024	13.7	2.7
合計	11,305,624	100.0	5.4

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間の取引については相殺消去しております。

3. 総販売実績の10%以上を占める販売顧客に該当するものではありません。

3【対処すべき課題】

当社グループは、以下の6点を主な対処すべき課題として取り組んでおります。

SEM手法及び実務体制の継続的な改良

当社グループの主力サービスであるSEOおよびリスティング広告（以下、SEMという。）は、検索エンジンを活用したマーケティング活動を支援するものであります。頻繁に行われる検索エンジンの表示順位判定基準（アルゴリズム）の変更、リスティング広告の入札決定方式の変更といった検索エンジンのシステム変更に迅速に対応するため、検索エンジンの対策手法やSEMの手法をより専門的に研究するほか、継続的に実務体制を改良していくことが重要であると認識しております。当社グループでは実務体制の分業化と業務のマニュアル化を推進し、経験の少ない人材でも早期に活用できる仕組みを構築しておりますが、受注量の増大等に備え、SEMにおける競争優位性を確保するため、勉強会を通じた技術向上を通じて、技術力の強化を図っております。また、SEM技術者および実務スタッフの採用・教育、業務の効率化を継続的に行ってまいります。

アフィリエイト広告の事業規模拡大

子会社である株式会社フォーイットが「アフィリエイトB」のブランド名で展開するアフィリエイト・サービス・プロバイダー事業において、早期に一定の事業規模にまで成長し、市場シェアを拡大することが重要な課題であると認識しております。そのためには、自社開発したアフィリエイトプログラム「アフィリエイトB」、「アフィリエイトBモバイル」の拡販と、提携サイト（パートナー）の拡充が必要であるため、両者につき積極的な営業活動を行ってまいります。また、営業面を担当している当社と、運営面を担当している株式会社フォーイットが、アフィリエイト広告の事業基盤の強化に継続して取り組むことで、事業拡大を図ってまいります。

インターネットマーケティングにおける新サービスの開発およびラインナップの拡充

現状、従来から定評のあるSEOやリスティング広告、アフィリエイト広告といった主力サービスが当社売上の大半を占めております。企業のニーズに則したサービスの提供を行うため、効果的なインターネットマーケティングの実現に向けたソーシャルメディア活用サービスやアクセス解析、入力フォーム最適化サービスなどの各種ツールを中心に、積極的にサービスメニューの拡充を図っております。企業のニーズに対応するため、幅広くインターネットマーケティング支援に関わる研究を進め、インターネット広告におけるテクノロジーの差別化と、新たなアドサービスの開発に努めることは重要な課題であると認識しております。今後も、インターネットマーケティングに関するサービスを総合的に提供していく方針であり、顧客志向を第一に考えた、様々なサービスの拡充に努めてまいります。

営業体制の更なる強化

独自性の高いサービスを創出し、拡販していくためには、より強固な営業体制を確立することが重要であると認識しております。顧客のニーズを汲み取りながら適切なサービスを販売する直接販売の利点を活かし、顧客との信頼関係を構築することで、長期取引につながるものと考えております。そのため、顧客の属性やニーズに適した営業体制や営業手法の確立に加え、営業人員の増強や個々人の営業スキルの向上にも努めてまいります。

人材の育成・教育

当社グループは、事業を拡大していくうえで、必要な人材を十分に確保していくことが重要であると考え、高い専門性を有する人材および管理職者の獲得、人材育成に注力してまいります。そのため、幅広い人材採用活動を行うほか、能力・実績主義の報酬体系の実施、教育研修制度の充実、業務の合理化、外部ノウハウの活用など、積極的に取り組んでまいります。

内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

平成24年4月30日まで当社の連結子会社であった株式会社ベッコアム・インターネットについて、平成25年6月、不適切な会計処理があったことが判明し、過年度決算の訂正をいたすこととなりました。当社グループでは、持続的な成長と企業価値の向上のため、内部管理体制の充実が不可欠であると認識しており、その強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりましたが、今回明らかになりました件を真摯に受け止め、今後このようなことが起きることが無いよう、今一度、役職員のコンプライアンス意識の向上、当社連結子会社ならびに各事業の取引態様に即した内部管理体制を構築するなど、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

必ずしもリスク要因とは考えていない事項についても、投資判断上重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から以下のとおり記載しております。

当社は、これらのリスクを十分に認識したうえで、その回避及び損害が発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。なお、文中における将来に関する記載は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

事業環境について

(a) 競合について

当社グループが事業を展開しているインターネット広告市場は、競合の多い業界であります。インターネット広告代理店事業及びアドネットワーク事業においては、SEM（検索エンジンマーケティング）サービスやアフィリエイトサービスを提供する企業が大手のインターネット関連企業をはじめ多数存在し、広告サービスも多様化しております。また、情報メディア事業においては、様々なビジネスモデルのサイトが数多く存在し、常に新しいサイトが開発される等、厳しい競争環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループは引き続き各インターネット関連事業の拡大及び競争力の維持・強化に努めてまいりますが、優れた競合事業者の登場、競合事業者によるサービス改善や付加価値の高いサイト・ビジネスモデルの出現等により、当社の競争力が低下する可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) インターネット広告市場の動向について

近年、インターネット広告市場はインターネットの普及と急激な技術革新により、急速に拡大してまいりました。しかし、急激に景気が悪化した場合、企業収益の大幅な悪化に伴う広告需要の減退が起こる可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(c) インターネット広告市場の技術革新について

インターネット関連分野における技術革新は速く、現在利用している技術や業界標準が急激に変化することが予想されます。また、技術革新に伴い顧客ニーズが変化する一方、多様なニーズに即したビジネスモデル及びサービスの開発・進捗が活発に進んでいます。当社グループでは、そうした事態に対応するため、常に業界動向を注視し、迅速かつ適切な対応をしていく方針であります。そのために多額の支出が発生することや、適切な対応がなされなかった場合に当社の競争力が低下することも考えられ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(d) インターネットを巡る法的規制について

当社グループの一部の事業は「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」及び、「特定商取引に関する法律」の適用を受けております。現状においては、当該法律による規制の影響は軽微であると認識しており、このほかに当社グループの事業を直接規制するインターネット関連の法的規制はありません。しかし、今後インターネットの普及に伴い、新しい法律や自主ルールが整備される可能性が高く、当社の事業が何らかの制約を受けることとなった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

事業について

(a) SEM広告ソリューション等の運営体制について

当社グループの主力事業であるインターネット広告代理店事業は、主に検索エンジンを活用したマーケティング活動を支援するものであり、頻繁に行われる検索エンジンの表示順位判定基準（アルゴリズム）の変更及びリスティング広告の入札決定方式の変更といった検索エンジンのシステム変更に対応していく必要があります。当社では、SEM広告ソリューションにおける専門性を有し、勉強会を通じた技術向上を通じて、技術力の強化を図っております。

しかしながら、不定期に実施される検索エンジンの表示順位判定基準の変更に対応できる保証はなく、その対応が適切に実施されなかった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 検索エンジンの寡占状態について

当社グループのSEM広告ソリューションは、主に「Google」における検索結果の上位表示を目的としており、この検索エンジンを対象とする売上高はSEM広告ソリューション総売上高のほとんどを占めております。これは検索エンジンが寡占状態にあることに起因するものであります。

しかし、今後はこれに代わる新たな検索サイトがユーザーを獲得することなども考えられ、そうした場合に適切な対応が行えなかった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(c) SEM広告ソリューションの料金体系について

当社の主力サービスのひとつであるSEM広告ソリューションは、顧客のサイトが検索サイトにおいて予め定められた順位内に表示された場合にのみ料金が発生する成功報酬型の料金体系とコンサルティング型の料金体系の2つの料金体系を採用しています。検索エンジンのアルゴリズム変更への対応が適切でなかった場合、あるいは競合他社の技術力が向上し当社の優位性が低下した場合には、当社の顧客のサイトの表示順位が当社の予期する水準まで上昇しないことも考えられます。そうした場合には、成功報酬型による課金を選択している顧客から、当社の期待する成功報酬が得られなくなるため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 特定取引先への高い依存度について

当社は、リスティング広告の販売を行うにあたり、ヤフー株式会社及びGoogle Inc.とリスティング広告サービスの販売代理店契約を締結しており、それぞれの正規代理店となっております。平成26年4月期において両社のサービスに対する売上高の割合は、依然として高い状況にあります。これは、現状のリスティング広告市場が両社による寡占状態にあることに起因するものです。当社は、両社との販売代理店契約を継続する方針であり、現状、具体的な障害は存在しておりませんが、両社の販売代理店戦略の変更等により、当社との契約について更新の拒絶や内容の改悪を求められる可能性もあり、その場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(e) 特定事業への高い依存度について

当社では、インターネット広告代理店事業、アドネットワーク事業が売上のほとんどを占めております。インターネット広告代理店事業では、SEM広告ソリューションやリスティング広告、アフィリエイト広告が大部分の売上を占めており、アドネットワーク事業においては、アフィリエイト・サービス・プロバイダーの売上が大部分を占めております。ディスプレイ型アドネットワークなど新規事業の開発、販売を進めておりますが、現在のところ、まだ規模が小さい状況です。

したがって、上記事業等に何らかの問題が生じた場合、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(f) 広告主、広告内容および媒体の審査体制について

当社グループは、反社会勢力、法令及び公序良俗に反する不良事業者とは一切関係を持たない方針であり、自社サイトに広告を掲載する広告主及び広告内容、自社サイトにリンクを設置する他のサイト(以下「リンク先」)について、業界団体であるインターネット広告推進協議会が定める基準のほか、独自の選定基準を定め、事前に審査する体制を構築しております。したがって、選定基準に抵触する広告主、広告内容、リンク先との関係が生じる可能性は低く、現状問題は生じておりませんが、今後発生する可能性は皆無とは言えません。万一、そのような事態が発生した場合には、当社グループの社会的信頼性の著しい低下を招く可能性もあり、その場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(g) システムトラブルについて

当社グループは、リスティング広告、アフィリエイト広告、ディスプレイ型広告等の提供をインターネット環境において行っております。そのため、当社はサービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策と、コンピュータウイルスやハッカーの侵入等を回避するために必要と思われる対策を講じております。しかしながら、地震などの自然災害、停電など予期せぬ重大な事象の発生、新たなコンピュータウイルスへの感染などにより、当社の設備またはネットワークに障害が生じる可能性があります。そうした事態が発生した場合には、一定期間サービスの停止を余儀なくされる可能性があり、また、サービスの停止等に伴う信用の低下が営業活動に支障を及ぼすことも考えられ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(h) 新規事業の収益性について

当社グループは、顧客ニーズに則したサービスの提供を行うためには、新規に事業を立ち上げることも検討してまいります。新たに手掛けた事業を早期に一定の事業規模にまで成長させ、市場における地位を確立するため、事業を推進する手段として必要が認められる場合には、システム開発への投資や第三者が運営するサイト及び企業の買収、資本業務提携の取り組みなどを行う可能性があります。今後も、当社は事業の拡大に積極的に取り組んでまいります。システム投資や買収に伴う資金負担、広告宣伝費等の支出が発生し、収益性が向上しない可能性や、事業を推進する過程において予測とは異なる事態が生じ、投資回収が困難になる可能性があります。このように事業展開が計画どおりに進まない場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

経営体制について

(a) 社歴が浅いことについて

当社は平成13年1月に設立された社歴の浅い会社であり、また、主要事業の開始時期についても、SEM広告ソリューションは平成14年6月、リスティング広告は平成16年10月、その他の事業も同様にいずれも業歴が浅いことから、過年度の財政状態及び経営成績だけでは、今後の当社の業績や成長性を判断する材料としては不十分な面があります。

(b) 個人情報等の管理について

当社グループは、自社サイトの運営等において会員等の個人情報(氏名、メールアドレス、住所等)を取得しているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務が課されております。当社グループでは、個人情報及び顧客の企業情報等の管理について、法令を遵守し、アクセス権限設定、従業員の行動管理等、情報の取扱いには細心の注意を払い、最大限の取り組みを行っております。しかし、万一、外部からの不正アクセスなどにより情報の外部流出が発生した場合には、当社に対して損害賠償請求がなされ、また訴追等により、社会的信用を失う可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(c) 人材の確保について

当社グループでは、今後も事業を拡大していく上で、必要な人材を十分に確保していくことが重要な課題であると考え、積極的に人材の採用・育成を行っております。しかし、こうした活動が計画どおりに進まず、また幹部人材及び予想を上回る数の人材の社外流出があった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

親会社との関係について

当社グループは、親会社であるフリービット株式会社を中核としたフリービットグループに属しており、同社は当社発行済株式の58.11%を所有しております。フリービットグループは、同社を中核として、「Being The NET Frontier!（インターネットをひろげ、社会に貢献する）」という企業理念のもと、インターネットに関わるコアテクノロジーの開発とそのコアテクノロジーを基礎に様々なインターネットサービスを実現するネットワーク及びサーバシステムを大規模に運用することで、高品質かつ非常にコストパフォーマンスの高いインターネットサービスインフラを提供するSmartInfra（賢いインフラ）事業を行っております。

当社グループは、フリービットグループの中で、主には業界でも定評のあるインターネットマーケティングの事業領域における高度なノウハウを活用し、法人顧客を対象に、各種サービスを総合的に提供する会社として位置付けられております。業務提携の詳細につきましては、両社協議の上で決定しておりますが、同社の当社グループに対する基本方針等に変更が生じた場合には、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

その他

(a) 知的財産権について

当社グループは、第三者に対する知的財産権を侵害することがないように常に細心の注意を払って事業活動を行っておりますが、現在のインターネット関連分野における技術の進歩の早期化、グローバル化により、当社グループの事業領域における知的財産権の現状を完全に把握することは困難であります。現在までのところ、当社グループの認識する限り、第三者の知的財産権を侵害したこと及び侵害を理由とした損害賠償等の訴訟が発生している事実はありませんが、今後当社グループの調査・確認漏れ、不測の事態が生じる等により、第三者の知的財産権に抵触する等の理由から、損害賠償請求や使用差止請求等を受ける可能性があります。これらの事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 訴訟の可能性について

当社グループはシステムの障害や重大な人為的ミス等の予期せぬトラブルが発生した場合、また、取引先との関係に何らかの問題が生じた場合、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起される可能性があります。損害賠償の金額、訴訟の内容及びその結果によっては、当社グループの業績及び財政状態や社会的信用に影響を与える恐れがあります。

(c) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元は重要な経営課題であると認識しており、内部留保による財務体質の強化を図りつつ、業績及び財政状態の推移を考慮しながら、利益配当を行っていく方針であります。しかしながら、当社グループの事業が計画どおりに進展しない場合、業績が悪化した場合、成長へ向けた投資に備え内部留保を優先する場合など利益配当が行えない可能性があります。

(d) 投資有価証券における評価損による影響について

当社グループは、投資有価証券の評価基準及び評価方法として、切放し方式を採用しています。今後の個別の投資先の業績動向や経済情勢等の変化等により、当社グループが保有する投資有価証券の価値が下落した場合には、評価損の発生により当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

(e) 繰延税金資産の回収可能性の評価における影響について

当社グループは、将来の課税所得の見積りに基づいて、繰延税金資産の回収可能性を評価しているため、その見積額が減少し繰延税金資産の一部または全部を将来実現できないと判断した場合、あるいは税率変動などを含む各国税制の変更などがあった場合、その判断を行った期間に繰延税金資産を減額し、税金費用を計上することになります。その結果として、当社グループの業績及び財務状況に影響を受ける可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

販売代理店契約

インターネットマーケティングを中心とした法人支援事業において、以下の販売代理店契約を締結しております。

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社フルスピード	ヤフー株式会社	日本	スポンサードサーチ インタレストマッチ CRITEO株式会社が配信する広告商品 (注)2	販売代理店契約 (注)1	平成25年4月1日から平成 26年3月31日まで。ただ し、有効期間満了の1ヶ 月前までに延長拒絶又 は変更の申入れがない 限り1年間自動延長さ れ、その後も同様とす る。(注)2
株式会社フルスピード	Google Inc.	米国	AdWords Program (アドワーズ広告)	販売代理店契約	平成16年10月18日か ら無期限継続。

(注)1 平成19年5月15日に締結した覚書により契約の内容を変更し、当社は推奨認定代理店に昇格しております。

2 平成25年3月21日において、契約を更新しております。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。連結財務諸表の作成にあたり見積りが必要になる事項につきましては、過去の実績等を勘案し、合理的な基準に基づき会計上の見積りを行っておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

詳細については、「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

資産の部

第14期連結会計年度末の資産合計は、第13期連結会計年度末と比べ131,812千円増加し、3,279,393千円となりました。資産の内訳は、流動資産が2,872,520千円、固定資産が406,873千円で、増加の理由は、現金及び預金が239,965千円増加したこと等によるものであります。

負債の部

第14期連結会計年度末の負債合計は、第13期連結会計年度末と比べ220,580千円減少し、2,532,036千円となりました。負債の内訳は、流動負債が2,459,523千円、固定負債が72,513千円で、減少の理由は、主に短期借入金が増加したものの、債務保証の履行により、当時のアパレル子会社（旧ギルドコーポレーション株式会社）に対する債務保証損失引当金が582,000千円減少したこと、長期借入金の減少347,350千円があったこと等によるものであります。

純資産の部

純資産合計は、第13期連結会計年度と比べ352,392千円増加し、747,357千円となりました。純資産の内訳は、資本金が799,298千円、資本剰余金が770,298千円、利益剰余金が829,156千円、その他有価証券評価差額金が23千円、為替換算調整勘定が6,893千円です。自己資本比率は、22.8%となっております。

(3) 経営成績の分析

売上高

第14期連結会計年度の売上高は、アドネットワーク事業の規模拡大により、11,305,624千円(前年同期比5.4%増)となりました。

セグメントの名称	第14期連結会計期間 (自 平成25年 5月 1日 至 平成26年 4月30日)		
	金額(千円)	構成比(%)	前年比(%)
インターネット広告代理店事業	7,391,225	65.4	7.6
リスティング広告	4,517,398	40.0	3.8
SEM広告ソリューション	1,067,409	9.4	25.1
アフィリエイト広告	1,610,336	14.2	0.5
純広告	100,573	0.9	42.4
ソーシャル・メディア他	95,508	0.9	4.6
アドネットワーク事業	5,360,686	47.4	31.0
情報メディア事業	51,940	0.5	26.8
クリエイティブ事業	46,795	0.4	26.3
消去	1,545,024	13.7	2.7
合計	11,305,624	100.0	5.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

営業利益

第14期連結会計年度の営業利益は、アドネットワーク事業の規模拡大に伴い、603,395千円(前年同期比6.6%増)となりました。

当期純利益

第14期連結会計年度の当期純利益は、過年度決算訂正関連費用94,182千円が発生したものの359,013千円(前年同期は当期純損失254,640千円)となりました。

なお、キャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」の項をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第14期連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は118,658千円(ソフトウェア90,538千円を含む)となりました。その主な内容は、インターネット広告代理店事業における事業用設備等の取得によるものであります。

なお、第14期連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成26年4月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	インターネット広告代理店事業、その他	内装工事・OA機器・ソフトウェア等	50,828	32,122	99,154	85,672	267,778	175(17)

(注) 1. 従業員の()は、臨時雇用者数を外書しております。

2. 建物は、パーティション等の建物附属設備であります。

主な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容(面積)	従業員数(人)	年間賃借料(千円)
本社 (東京都渋谷区)	インターネット広告代理店事業、その他	建物(1,000.59㎡)	175	89,584

(2) 子会社

平成26年4月30日現在

会社名 事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
㈱フォーイト 本社 (東京都渋谷区)	アドネットワーク事業	内装工事・OA機器・ソフトウェア等	243	7,800	13,778	21,821	45(1)

(注) 1. 建物は、パーティション等の建物附属設備であります。

2. 従業員数に役員数は含めておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】(平成26年7月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】(平成26年8月18日現在)

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成26年4月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年8月18日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,266,000	15,266,000	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	15,266,000	15,266,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年3月6日臨時株主総会決議により平成18年3月27日発行

全てのストック・オプションは権利行使又は失効により、第14期事業年度末において未行使残はありません。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年7月3日臨時株主総会決議により平成18年7月28日発行

全てのストック・オプションは権利行使又は失効により、第14期事業年度末において未行使残はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成21年8月1日～ 平成22年7月31日 (注)1	760	143,560	6,037	697,087	6,037	668,087
平成22年8月1日～ 平成23年7月31日 (注)2	3,540	147,100	49,524	746,611	49,524	717,611
平成24年5月1日～ 平成25年4月30日 (注)3	5,540	152,640	52,459	799,070	52,459	770,070
平成25年5月1日～ 平成26年4月30日 (注)4	15,113,360	15,266,000	228	799,298	228	770,298

(注)1. 新株予約権(ストックオプション)の行使による増加であります。

2. 新株予約権(ストックオプション)の行使による増加及び有償第三者割当 発行価格28,120円 資本組入額14,060円

3. 新株予約権(ストックオプション)の行使による増加及び有償第三者割当 発行価格19,150円 資本組入額9,575円

4. 新株予約権(ストックオプション)の行使による増加及び株式分割(1:100)

(6) 【所有者別状況】

平成26年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式 の状況(株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	28	34	18	10	7,659	7,752	-
所有株式数 (単元)	-	4,385	6,209	90,656	2,406	30	48,959	152,645	1,500
所有株式数の 割合(%)	-	2.87	4.07	59.39	1.58	0.02	32.07	100.00	-

(注)1. 単元未満株式のみを所有する株主数は78人であり、合計株主数は7,830人であります。

2. 当社の株式は振替株式でありますので、直近の総株主通知の基準とする日現在で記載しております。

(7)【大株主の状況】

平成26年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
フリービット株式会社	東京都渋谷区円山町3-6	8,870,400	58.11
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	232,700	1.52
竹内 康仁	東京都千代田区	194,000	1.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	184,300	1.21
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	147,800	0.97
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2丁目4-1	142,400	0.93
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4	101,700	0.67
ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式 会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UK (東京都港区六本木6丁目10番1号)	69,800	0.46
城口 智義	東京都小金井市	65,000	0.43
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	61,200	0.40
計	-	10,069,300	65.96

(注)1. 単元未満株式のみを所有する株主数は78人であり、合計株主数は7,830人です。

2. 当社の株式は振替株式でありますので、直近の総株主通知の基準とする日現在で記載しております。

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式15,264,500	152,645	-
単元未満株式	普通株式 1,500	-	-
発行済株式総数	15,266,000	-	-
総株主の議決権	-	152,645	-

(注)1. 単元未満株式のみを所有する株主数は78人であり、合計株主数は7,830人です。

2. 当社の株式は振替株式でありますので、直近の総株主通知の基準とする日現在で記載しております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定、並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役、監査役および従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを下記臨時株主総会で決議されたものであります。

旧商法第280条ノ20、第280条ノ21の規定に基づくものは次のとおりであります。

(平成18年3月6日開催臨時株主総会決議)

全てのストック・オプションは権利行使又は失効により、第14期事業年度末において未行使残はありません。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくものは次のとおりであります。

(平成18年7月3日開催臨時株主総会決議)

全てのストック・オプションは権利行使又は失効により、第14期事業年度末において未行使残はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】（平成26年8月18日現在）

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】（平成26年8月18日現在）

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】（平成26年8月18日現在）

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】（平成26年8月18日現在）

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元は重要な経営課題であると認識しており、今後におきましては、内部留保による財務体質の強化を図りつつ、業績及び財政状態の推移をみながら、利益配当を行っていく方針であります。

当社は、原則として、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととしております。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

なお、当期（平成26年4月期）は、無配といたしました。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成22年7月	平成23年7月	平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月
最高(円)	61,700	63,500	36,200	29,780	73,200 1,937
最低(円)	21,100	13,500	19,920	17,200	19,100 465

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2. 第12期は、決算期変更により平成23年8月1日から平成24年4月30日までの9ヶ月間となっております。

3. 当社は、平成25年11月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

4. 印は、株式分割による権利落後の株価であります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年2月	平成26年3月	平成26年4月	平成26年5月	平成26年6月	平成26年7月
最高(円)	1,365	1,359	1,100	922	1,260	1,170
最低(円)	979	799	655	686	928	882

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	田中 伸明	昭和42年5月1日生	平成7年8月 (有)リセット設立 代表取締役就任 平成7年10月 (株)ドリーム・トレイン・インターネット マーケティング&セールス部ゼネラルマ ネージャー 平成8年6月 同社 取締役就任 平成12年5月 (株)フリービット・ドットコム(現フリー ビット(株))設立 代表取締役副社長・最高業 務責任者就任 平成16年7月 同社 代表取締役社長・最高業務責任者就 任 平成17年7月 同社 代表取締役副社長・最高財務責任者就 任 平成19年10月 (株)ドリーム・トレイン・インターネット 取締役副社長就任(現任) 平成21年6月 メディアエクステンジ(株) 代表取締役副社長就任 (株)ギガプライズ 取締役就任(現任) 平成22年6月 メディアエクステンジ(株) 代表取締役社長就任 平成22年9月 当社取締役 平成23年5月 フリービット(株) 取締役副社長・最高財務責 任者就任(現任) 平成23年5月 当社代表取締役社長(現任) 平成23年6月 (株)フォーイト 取締役 平成23年10月 (株)ファンサイド 取締役(現任) (株)ベッコアメ・インターネット 取締役 平成24年7月 (株)フォーイト 代表取締役(現任) 平成24年8月 上海富斯市場營銷諮詢有限公司(現上海賦 絡思广告有限公司) 董事長(現任) 平成25年6月 (株)ベッコアメ・インターネット 代表取締役(現任)	(注)3	5,200
取締役	業務統括 本部 本部長	友松 功一	昭和54年2月1日生	平成13年4月 グッドウィル・グループ(株) 入社 平成16年4月 同社 統轄部 エリアマーケティングマネー ジャー 平成18年7月 (株)グッドウィル 営業企画部 部長 平成20年11月 当社 入社 平成21年2月 同社 統轄部 部長 平成22年11月 同社 社長室 室長 平成23年11月 同社 業務統括本部 本部長(現任) 平成25年7月 同社 取締役(現任)	(注)3	-
取締役		大泉 洋	昭和42年10月19日生	平成3年4月 (株)日産システム開発 入社 平成9年6月 (株)ドリーム・トレイン・インターネット 入社 平成12年5月 (株)フリービット・ドットコム (現:フリービット(株))入社 平成17年8月 フリービット(株) R&Dグループ グループマネージャー 平成19年5月 同社 R&D部グループ ジェネラルマネージャー(現任) 平成25年7月 当社 取締役(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		和田 育子	昭和46年7月17日生	平成6年4月 (株)キンレイ 入社 平成16年6月 (株)アクアクララジャパン(現:アクアクララ(株)) 入社 平成17年12月 (株)サンエイ 入社 平成19年3月 (株)サイバーファーム 入社 平成20年10月 (株)フラクタリスト(現:ユナイテッド(株)) 入社 平成20年10月 同社 経営管理部長 平成24年5月 フリービット(株) 入社 平成25年7月 当社 取締役(現任) 平成26年5月 同社 経営管理本部副部長(現任)	(注)3	-
計						5,200
役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		高原 俊介	昭和23年1月30日生	昭和47年4月 日立造船(株) 入社 昭和62年1月 山一証券(株) 入社 平成6年5月 同社 資金部長 平成8年4月 同社 経理部長 平成10年6月 日本フィッツ(株)入社 経理部長 平成11年6月 同社 取締役就任 平成13年4月 同社 常務取締役就任 平成17年4月 (株)やすらぎ 取締役就任 平成19年4月 同社 常務取締役就任 平成22年10月 当社 監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役		田中 秀明	昭和23年9月14日生	昭和52年4月 濱田松本法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所 昭和60年1月 濱田松本法律事務所(現森・濱田松本法律事務所) パートナー 平成2年1月 濱田松本法律事務所(現森・濱田松本法律事務所) ロンドン駐在パートナー 平成14年12月 森・濱田松本法律事務所 パートナー 平成26年1月 京橋法律事務所 入所 平成26年7月 当社 監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役		永井 清一	昭和20年5月8日生	昭和43年4月 山一証券(株) 入社 平成3年1月 同社 引受企画部長 平成4年8月 同社 大阪店証券引受部長 平成8年4月 同社 資本市場本部統括部長 兼 IR統括部長 平成9年9月 同社 総務部長 平成10年7月 シュウウエムラ化粧品(株) 取締役就任 平成13年2月 三和証券(株)(現三菱UFJ証券(株)) 顧問 平成16年3月 SMBCフレンド証券(株) 引受部顧問 平成17年8月 (株)オールエフ 常務取締役就任 平成18年2月 日産センチュリー証券(株) 引受本部副部長 平成18年11月 藍澤証券(株) 理事 投資銀行本部長 平成21年1月 (株)技術経営機構 取締役専務執行役員就任 平成21年7月 フリービット(株) 監査役就任(現任) 平成22年2月 (株)ギガプライズ 監査役就任(現任) 平成22年10月 当社 監査役就任(現任) 株式会社エテルナ 代表取締役(現任)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		岡本 真哉	昭和46年5月1日生	平成7年11月 (株)東京リーガルマインド 入社 平成10年8月 (株)ドリーム・トレイン・インターネット 入社 平成12年7月 (株)フリービット・ドットコム 現:(株)フリービット) 入社 平成15年11月 同社 総務人事部グループ (現:総務人事部)ジェネラルマネージャー 平成17年8月 グローウィン・パートナーズ(株) 監査役 平成19年10月 (株)ドリーム・トレイン・インターネット 監査役 平成21年5月 (株)ドリーム・トレイン・インターネット 総務グループ ジェネラルマネージャー (現任) 平成22年2月 (株)ギガプライズ 社外取締役 平成22年6月 メディアエクステンジ(株) (現:フリービットクラウド(株)) 社外取締役(現任) 平成22年11月 (株)ビットコンサル (現:(株)アイ・ステーション) 取締役 平成23年11月 当社(出向)法務・総務部 部長 平成24年5月 (株)ベッコアム・インターネット 監査役(現任) 平成24年7月 アイ・シンクレント(株) 取締役(現任) 平成25年7月 当社 監査役就任(現任)	(注)5	-
計						-

- (注) 1. 取締役大泉洋及び和田育子は、社外取締役であります。
2. 監査役高原俊介、田中秀明及び永井清一は、社外監査役であります。
3. 平成26年7月開催の定時株主総会で選任されており、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度に係る平成27年7月開催予定の定時株主総会終結時までであります。
4. 平成26年7月開催の定時株主総会で選任されており、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度に係る平成30年7月開催予定の定時株主総会終結時までであります。
5. 平成25年7月開催の定時株主総会で選任されており、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度に係る平成29年7月開催予定の定時株主総会終結時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

1. 会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の効率性と適法性を同時に確保しつつ、経営環境の変化に迅速且つ適切に対応できる経営体制の整備や施策を実施することであり、経営上の最も重要な課題であると認識しております。さらに、この目的を実現するためにも、株主をはじめとする利害関係者に対する経営情報の適時開示を通じて透明性のある経営を行っていく所存であります。

企業統治の体制

a. 企業統治の体制の概要

当社の取締役会は取締役4名（うち、社外取締役2名）により構成されており、毎月1回定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な決議事項を審議して、経営の合理化と経営判断の迅速化を図ると同時に、取締役相互の業務執行に係る意思疎通および監視を行っております。また、当社の監査役は監査役4名（うち、社外監査役3名）により構成されており、そのうち2名は独立役員として指定されております。監査役は取締役会の他、重要な会議への出席や重要書類の閲覧等により経営の監視を行っております。

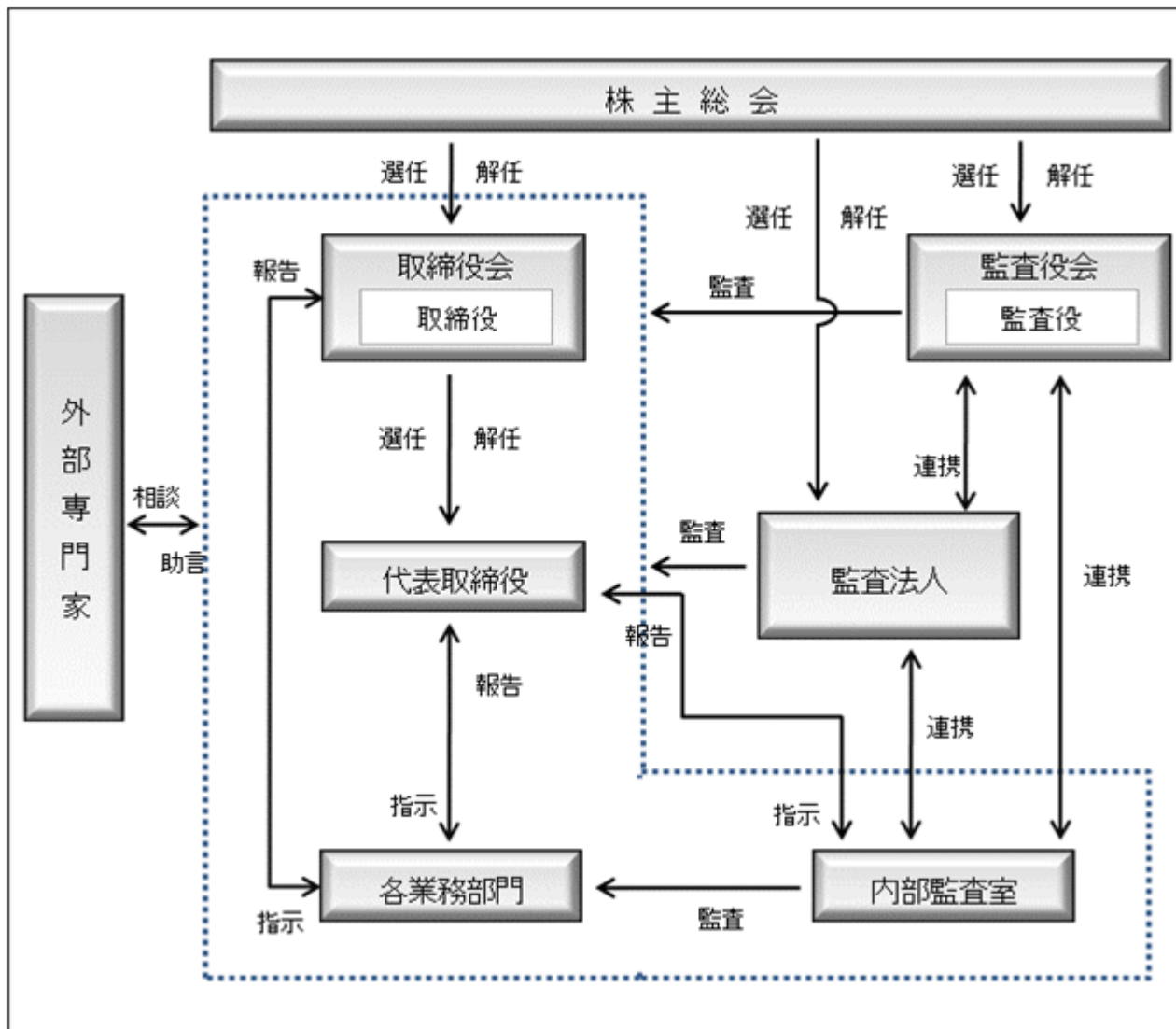
b. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、複数の社外取締役および社外監査役を選任することにより、経営に対して適切な監督を行えるようにしております。また、社外監査役2名については、独立役員として指定されており、会社の業務執行が経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているか監査できる立場を保持しております。

これにより、十分な経営の監視・監督機能を確保し、適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能かつ有効に発揮できるものと判断し、上記体制を採用しております。

c. 会社の機関等の状況及び内部統制システムの整備状況等

当社の機関・内部統制システムの体制を図示すると、次のとおりであります。



内部統制システムの整備状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会で決議し、当社グループ全体で、法令遵守体制・リスク管理体制・経営の効率化・企業集団の業務の適正を確保する体制・監査役監査体制等の整備に努めております。また、整備状況をチェックし、より強固なものに改善することにより、実効性を担保しております。

a. 内部統制に関する基本理念

(イ) 当社は、企業が社会的公器であることを自覚し、すべての役員及び社員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。

b. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
- (ロ) 毎月1回以上の定例取締役会を開催し、経営事項の審議及び決議を行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
- (ハ) 取締役の職務責任を明確にするため、その任期は1年とする。
- (ニ) 基本行動理念を定め、企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
- (ホ) 「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
- (ヘ) 「公益通報者保護規程」を運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを適切に構築する。
- (ト) 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
- (チ) 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
- (リ) 使用人に対し、必要な研修を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

c. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (イ) 情報資産を保護し、正確かつ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ基本方針」を遵守し、情報セキュリティ管理体制の維持、向上に努める。
- (ロ) 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し、管理する。取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、常時これらの文書を閲覧できる。

d. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 「リスク管理規程」に基づき、リスクを適切に把握し、管理する体制を整備する。
- (ロ) 法務担当部署において契約書を審査し、法務上のリスクについて監視するとともに、社内規程の整備を実施する。
- (ハ) 増大する情報リスクに対応するため、「情報セキュリティ管理規程」及び関連規程に基づき、個人情報を含む情報セキュリティ全般を情報セキュリティ委員会が監視・管理し、増大する課題を順次改善する。
- (ニ) 重大な障害及び災害が発生した場合には、「事業継続計画」規程に基づき、対策本部を設置する等、迅速に危機管理にあたる。

e. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 「組織規程」及び「職務分掌規程」に基づき、取締役の合理的な職務分掌を定め職務執行の効率化を図るとともに、「決裁権限基準」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現する。
- (ロ) 経営会議を毎月1回以上開催し、業務の詳細な事項について討議するとともに、各種の問題を検討し、経営判断的観点から適正かつ効率的な処理を図り、重要な事項については取締役会に報告する。
- (ハ) 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。
- (ニ) 組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率向上に努める。

f. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ) 「関係会社管理規程」に基づき、フルスピード・グループ関係会社から、その営業状況、財務状況、その他の事項についての報告を受け、コンプライアンスの確保及びリスク管理をグループ全体に浸透させ、コーポレート・ガバナンスの実行を図る。
- (ロ) 内部監査室による定期的な監査及び監査役の子会社聴取を実施する。

g. 監査役の職務を補助すべき使用人及びその独立性に関する事項

- (イ) 監査役から、監査役が行う特定の監査業務の補助に従事させる使用人を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- (ロ) 当該使用人が監査業務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。

h. 監査役への報告及び監査役の監査の実効性確保のための体制

- (イ) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、あるいは会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実を速やかに監査役に報告しなければならない。
- (ロ) 監査役は、取締役会等の重要会議に出席して意見を述べるほか、会計監査人、取締役、内部監査室等の使用人その他の者から報告を受け、職務執行状況を監査する。
- (ハ) 監査役は、内部監査室が実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、追加監査を実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- (ニ) 監査役は、職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、会計士等の専門家による外部アドバイザーを活用することができる。
- (ホ) 社内の事情に精通する常勤監査役と、業務の適正化に必要な知識と経験を有する社外監査役とからなる監査役会を設置し、財務報告の適正化、コンプライアンス及びリスク管理の確保を図る。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理規程を制定し、事業活動において生じる重要なリスクについて、リスク管理委員会においてリスクの分析とその対応策の検討を行い、必要に応じて外部専門家に相談したうえで、審議し対応策を決定しております。

情報管理リスクに対しては、情報セキュリティ管理体制の維持、向上に努め、情報セキュリティ委員会が監視・管理し、増大する課題を順次改善しております。

また、日々の業務において生じる諸問題を早期に漏れなく把握するため、公益通報者保護規程を定め、従業員等からの問題提起を直接吸い上げて速やかに経営にフィードバックする体制をとっております。

取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

社外取締役および社外監査役

a. 社外取締役及び社外監査役の員数並びに社外取締役及び社外監査役と会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係
本書提出日現在、社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役である大泉洋氏、和田育子氏は、社外取締役の要件を充たしております。大泉洋氏はフリービット株式会社のR&D部ジェネラルマネージャーを務めております。和田育子氏はフリービット株式会社の経営管理本部副本部長を務めております。同社および同子会社は、当社のWeb戦略支援の各種サービスやアフィリエイト広告等の取引があります。

また、当社の監査役4名のうち3名は、社外監査役の要件を充たしております。当社と監査役との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

b. 社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提としております。

c. 社外取締役及び社外監査役の選任状況

取締役大泉洋氏は、ITサービスを中心とした技術開発部門における業務責任者として培われた豊富な経験を当社の経営に活かしていただきたいため、選任しております。

取締役和田育子氏は、経営管理及びIR・広報分野における業務責任者として培われた豊富な経験を有していることから、選任しております。

監査役高原俊介氏は、会社経営に関与した豊富な経験と幅広い知識、見識を有しております。同氏の幅広い見識から取締役に対する有益なアドバイスをいただくとともに、経営執行等の違法性について客観的・中立的な立場から監査をしていただけることを期待し、選任しております。

監査役田中秀明氏は、弁護士としての高い専門性と、豊富な経験・知識に基づく視点を期待し、選任しております。

監査役永井清一氏は、豊富な経験と見識から取締役に対する有益なアドバイスをいただくとともに、経営執行等の違法性について客観的・中立的な立場から監査をしていただけることを期待し、選任しております。

d. 社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役全員は、代表取締役社長との定期的な情報交換を実施し、経営姿勢理解及び経営の監督・監視機能の実効性向上を図っております。

社外監査役は監査役会構成員として内部監査及び会計監査人と連携しております。（後述「2. 内部監査及び監査役監査の状況」ご参照）。また代表取締役と監査役会の定例意見交換により、代表取締役の経営姿勢の確認とともに当社グループが対処すべき課題やリスク、監査上の重要課題等について意見交換し、監査の実効性向上を図っております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

自己の株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

2. 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査

当社は、社内業務監査の強化を図るために、内部監査室を設置し、内部監査室は1名で構成されており、内部監査を実施しております。具体的には、年間の実施計画に基づいて各業務部門の内部監査を行い、その結果を代表取締役等に報告したうえで、改善事項が検出された場合、当該業務部門に対して具体的な改善を求め且つ改善状況の監視を行っております。

また、監査役及び監査法人との連携により、内部監査業務の効率化、合理化を図り、その機能の強化に努めております。

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査計画、人員、時間等の監査報酬の算定根拠、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保する体制、財務報告に係る内部統制に関するリスクの評価といった監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行っております。

また、中間・期末の監査結果の報告を受け、監査の実施状況について意見交換を行い、必要に応じて監査に立ち会うなど緊密な連携を保ち、意見および情報の交換を行っております。

監査役と内部監査部門との連携状況

監査役は、会社の業務および財産の状況の調査その他監査業務の遂行にあたり、内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施と監査機能の強化に努めています。具体的には、内部監査部門の年間実施計画について説明を受けるとともに、計画に基づいて実施された全ての内部監査の結果について、代表取締役とともに報告を受け、適宜意見交換を行っております。

また、内部監査において改善事項が検出された場合、当該業務部門に対して具体的な改善を求め、改善状況の監視を行っております。

3. 会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名	継続監査年数
北方 宏樹	有限責任監査法人トーマツ	-（注）
小林 弘幸	有限責任監査法人トーマツ	-（注）

（注） 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他 3名

4. 役員の報酬等

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	ストックオプション	
取締役(社外取締役を除く)	31,427	31,427	-	4
監査役(社外監査役を除く)	-	-	-	-
社外役員	9,840	9,840	-	2

（注）第14期事業年度末現在の人数は、取締役6名（うち、社外取締役3名）、監査役4名（うち、社外監査役3名）であります。取締役の人数および支給額には無報酬役員は含まれておりません。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

役員の報酬等の額の決定に関する方針

役員の報酬等の額の決定に関する方針は、取締役は取締役報酬規程に定める方針に基づき、監査役は監査役報酬規程に定める方針に基づいて決定しております。取締役および監査役の報酬額は、株主総会が決定した取締役および監査役の総額の限度内において、各取締役の報酬額は取締役会から授権された取締役社長が役職ごとに決定し、各監査役の報酬額は監査役の協議にて決定しております。

5. 株式の保有状況

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 10 銘柄

貸借対照表計上額の合計額 33,247 千円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

第13期事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
GMOインターネット(株)	60	76	営業取引における関係の維持・強化

みなし保有株式

該当事項はありません。

第14期事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
GMOインターネット(株)	60	54	営業取引における関係の維持・強化

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	第13期連結会計年度		第14期連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)(注)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	32,000	-	48,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	32,000	-	48,000	-

(注) 上記金額には、当社の過年度決算訂正に係る監査業務に対する報酬の額23,000千円が含まれております。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(第13期連結会計年度)

該当事項はありません。

(第14期連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に関する監査報酬の決定方針としましては、監査報酬の見積り内容を確認し、監査役会の同意を得たうえで決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、第14期連結会計年度(平成25年5月1日から平成26年4月30日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、第14期事業年度(平成25年5月1日から平成26年4月30日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成25年5月1日から平成26年4月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成25年5月1日から平成26年4月30日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握するとともに会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の動向を解説した機関誌の定期購読などを行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	第13期連結会計年度 (平成25年4月30日)	第14期連結会計年度 (平成26年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,020,030	1,259,994
受取手形及び売掛金	1,385,029	1,415,916
未収入金	3,544	1,986
前払費用	31,422	26,950
繰延税金資産	154,201	171,849
未収還付法人税等	104,579	-
その他	73,825	2,518
貸倒引当金	35,444	6,695
流動資産合計	2,737,187	2,872,520
固定資産		
有形固定資産		
建物	72,374	73,579
減価償却累計額	10,967	22,507
建物（純額）	61,407	51,072
工具、器具及び備品	108,610	118,007
減価償却累計額	73,551	76,660
工具、器具及び備品（純額）	35,059	41,346
有形固定資産合計	96,466	92,419
無形固定資産		
ソフトウェア	80,062	113,343
その他	58,422	85,672
無形固定資産合計	138,485	199,016
投資その他の資産		
投資有価証券	37,212	33,247
破産更生債権等	311,410	322,159
関係会社出資金	41,973	-
差入保証金	95,234	81,570
その他	20	20
貸倒引当金	310,410	1 321,559
投資その他の資産合計	175,441	115,437
固定資産合計	410,393	406,873
資産合計	3,147,581	3,279,393

(単位:千円)

	第13期連結会計年度 (平成25年4月30日)	第14期連結会計年度 (平成26年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	942,664	1,046,343
短期借入金	² 100,000	² 782,000
1年内返済予定の長期借入金	387,200	347,350
未払金	42,190	40,613
未払法人税等	56,911	93,682
未払消費税等	30,840	55,125
賞与引当金	45,000	50,000
その他	145,938	44,408
流動負債合計	1,750,745	2,459,523
固定負債		
長期借入金	419,850	72,500
債務保証損失引当金	³ 582,000	³ -
繰延税金負債	21	13
固定負債合計	1,001,871	72,513
負債合計	2,752,616	2,532,036
純資産の部		
株主資本		
資本金	799,070	799,298
資本剰余金	770,070	770,298
利益剰余金	1,174,213	829,156
株主資本合計	394,926	740,440
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	38	23
為替換算調整勘定	-	6,893
その他の包括利益累計額合計	38	6,917
純資産合計	394,964	747,357
負債純資産合計	3,147,581	3,279,393

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	第13期連結会計年度 (自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日)	第14期連結会計年度 (自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)
売上高	10,721,721	11,305,624
売上原価	8,630,373	9,232,524
売上総利益	2,091,348	2,073,100
販売費及び一般管理費		
役員報酬	56,391	62,928
給料及び手当	739,120	715,278
採用教育費	52,125	62,871
地代家賃	132,211	134,571
貸倒引当金繰入額	13,501	17,600
減価償却費	57,070	36,682
のれん償却額	2,276	-
その他	472,520	474,973
販売費及び一般管理費合計	1,525,218	1,469,704
営業利益	566,130	603,395
営業外収益		
受取利息	2,425	226
受取配当金	699	200
債権譲渡益	1,058	-
未払配当金除斥益	2,324	-
貸倒引当金戻入額	-	3,000
その他	3,426	756
営業外収益合計	9,933	4,183
営業外費用		
支払利息	19,199	18,222
支払手数料	12,591	7,978
その他	2,554	3,713
営業外費用合計	34,345	29,914
経常利益	541,719	577,664

(単位：千円)

	第13期連結会計年度 (自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日)	第14期連結会計年度 (自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)
特別利益		
投資有価証券売却益	44,263	-
特別利益合計	44,263	-
特別損失		
減損損失	-	1 20,704
投資有価証券評価損	53	3,942
貸倒引当金繰入額	2 154,827	-
債務保証損失引当金繰入額	2 582,000	-
過年度決算訂正関連費用	-	94,182
その他	11,252	-
特別損失合計	748,133	118,829
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	162,150	458,835
法人税、住民税及び事業税	90,480	117,470
法人税等調整額	2,375	17,648
法人税等合計	92,856	99,821
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	255,006	359,013
少数株主損失()	366	-
当期純利益又は当期純損失()	254,640	359,013

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	第13期連結会計年度 (自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日)	第14期連結会計年度 (自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	255,006	359,013
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,465	14
為替換算調整勘定	-	3,579
その他の包括利益合計	1 4,465	1 3,565
包括利益	259,472	362,578
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	259,105	362,578
少数株主に係る包括利益	366	-

【連結株主資本等変動計算書】

第13期連結会計年度（自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	746,611	717,611	919,573	544,648
当期変動額				
新株の発行	52,459	52,459		104,918
当期純損失（ ）			254,640	254,640
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	52,459	52,459	254,640	149,722
当期末残高	799,070	770,070	1,174,213	394,926

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,503	4,503	22,089	571,241
当期変動額				
新株の発行				104,918
当期純損失（ ）				254,640
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,465	4,465	22,089	26,555
当期変動額合計	4,465	4,465	22,089	176,277
当期末残高	38	38	-	394,964

第14期連結会計年度(自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	799,070	770,070	1,174,213	394,926
当期変動額				
新株の発行	228	228		457
当期純利益			359,013	359,013
連結範囲の変動			13,956	13,956
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	228	228	345,056	345,513
当期末残高	799,298	770,298	829,156	740,440

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	38	-	38	394,964
当期変動額				
新株の発行				457
当期純利益				359,013
連結範囲の変動		3,313	3,313	10,642
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	14	3,579	3,565	3,565
当期変動額合計	14	6,893	6,879	352,392
当期末残高	23	6,893	6,917	747,357

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	第13期連結会計年度 (自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日)	第14期連結会計年度 (自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	162,150	458,835
減価償却費	78,513	76,659
過年度決算訂正関連費用	-	94,182
減損損失	-	20,704
のれん償却額	2,276	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	133,288	17,600
債務保証損失引当金の増減額(は減少)	582,000	-
受取利息及び受取配当金	3,124	427
支払利息	19,199	18,222
投資有価証券売却損益(は益)	44,263	-
投資有価証券評価損益(は益)	53	3,942
売上債権の増減額(は増加)	24,274	41,635
たな卸資産の増減額(は増加)	668	-
仕入債務の増減額(は減少)	250,411	103,678
未払債務の増減額(は減少)	99,864	46,183
未払消費税等の増減額(は減少)	30,514	24,285
その他	39,671	26,769
小計	408,664	721,434
利息及び配当金の受取額	2,877	427
利息の支払額	20,378	17,254
保証債務の履行による支出	-	582,000
過年度決算訂正関連費用の支払額	-	94,182
法人税等の支払額	171,724	144,319
法人税等の還付額	-	106,829
営業活動によるキャッシュ・フロー	219,439	9,066
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	119,337	26,447
無形固定資産の取得による支出	127,312	117,921
投資有価証券の売却による収入	62,401	-
差入保証金の差入による支出	94,487	-
差入保証金の回収による収入	89,076	6,000
関係会社出資金の払込による支出	41,973	-
貸付金の回収による収入	60,738	-
その他	21,723	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	192,617	138,368

(単位:千円)

	第13期連結会計年度 (自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日)	第14期連結会計年度 (自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	237,000	682,000
長期借入れによる収入	350,000	-
長期借入金の返済による支出	379,700	387,200
配当金の支払額	21	-
株式の発行による収入	104,918	457
財務活動によるキャッシュ・フロー	161,803	295,257
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	3,579
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	134,981	151,402
現金及び現金同等物の期首残高	1,213,999	1,079,017
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	29,575
現金及び現金同等物の期末残高	1,107,017	1,129,994

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

株式会社ファンサイド

株式会社フォーイット

上海賦絡思广告有限公司(旧上海富斯市場營銷諮詢有限公司)

第13期連結会計年度において非連結子会社であった上海賦絡思广告有限公司(旧上海富斯市場營銷諮詢有限公司)は、重要性が増したことにより、第14期連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海賦絡思广告有限公司(旧上海富斯市場營銷諮詢有限公司)の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、平成26年3月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を基礎としております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 3～6年

ロ 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

一部の連結子会社では従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき第14期連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金および容易に換金可能であり、且つ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ロ 連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社として連結納税制度を適用しております。

（連結貸借対照表関係）

- 1 資産から直接控除した求償債権に対する貸倒引当金は、次のとおりであります。

	第13期連結会計年度 (平成25年4月30日)	第14期連結会計年度 (平成26年4月30日)
求償債権	- 千円	579,000千円

- 2 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。
これらの契約に基づく第14期連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	第13期連結会計年度 (平成25年4月30日)	第14期連結会計年度 (平成26年4月30日)
当座貸越極度額	200,000千円	400,000千円
借入実行残高	100,000	300,000
差引額	100,000	100,000

- 3 債務保証損失引当金

第13期連結会計年度に計上していた債務保証損失引当金については、保証債務を全額履行したため取り崩し、求償債権を取得しております。

（連結損益計算書関係）

- 1 減損損失

第14期連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京（東京都渋谷区）	自社サイト	ソフトウェア	20,704千円

当社グループは、事業資産については管理会計上の区分ごとに、将来の用途が定まっていない遊休資産については個別資産ごとにグループ핑してあります。

当連結会計年度において、一部の自社サイトについては当初想定していた収益を見込めなくなったため、帳簿価額の全額を減損損失として計上いたしました。

- 2 貸倒引当金繰入額および債務保証損失引当金繰入額

第13期連結会計年度（自平成24年5月1日至平成25年4月30日）

ノンコア事業の整理の一環で株式譲渡をいたしました当時のアパレル子会社（旧ギルドコーポレーション株式会社）に対する貸付金及び債務保証については、第13期連結会計年度における当社及び借入金融機関に対する返済遅延の状況から、貸倒損失及び債務保証の履行請求を受ける可能性が高まったと判断し、必要と認められる額の貸倒引当金及び債務保証損失引当金を計上しております。

なお、債務保証については当該借入金融機関からの請求を受け平成25年6月28日に全額履行し、必要資金のうち一部については、親会社であるフリービット株式会社のグループファイナンスを通じて調達しております。

（連結包括利益計算書関係）

- 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	第13期連結会計年度 (自平成24年5月1日 至平成25年4月30日)	第14期連結会計年度 (自平成25年5月1日 至平成26年4月30日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	37,324千円	22千円
組替調整額	44,262	-
税効果調整前	6,937	22
税効果額	2,472	8
その他有価証券評価差額金	4,465	14
為替換算調整勘定：		
当期発生額	-	3,579
その他の包括利益合計	4,465	3,565

（連結株主資本等変動計算書関係）

第13期連結会計年度（自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日）

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第13期連結会計年度期首 株式数（株）	第13期連結会計年度増加 株式数（株）	第13期連結会計年度減少 株式数（株）	第13期連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	147,100	5,540	-	152,640
合計	147,100	5,540	-	152,640

（注）第13期連結会計年度の増加は、新株予約権（ストックオプション）の行使及び有償第三者割当によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株） （注）				第13期連結会計 年度末残高 （千円）
			第13期連結 会計年度期首	第13期連結 会計年度増加	第13期連結 会計年度減少	第13期連結 会計年度末	
提出会社	平成18年第1回新株予約権	普通株式	350	-	340	10	-
	平成18年第2回新株予約権	普通株式	80	-	60	20	-
合計			430	-	400	30	-

（注）1．目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたと仮定した場合における株式数を記載しております。

2．第13期連結会計年度の減少の内訳は、次のとおりであります。

- ・ストックオプションの行使による減少 340株
- ・退職による権利喪失 60株

(4) 配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

基準日が第13期連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

第14期連結会計年度(自平成25年5月1日至平成26年4月30日)

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第14期連結会計年度期首 株式数(株)	第14期連結会計年度増加 株式数(株)	第14期連結会計年度減少 株式数(株)	第14期連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	152,640	15,113,360	-	15,266,000
合計	152,640	15,113,360	-	15,266,000

(注) 第14期連結会計年度の増加は、平成25年11月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行ったことによる増加15,113,360株、新株予約権行使による増加2,000株であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株) (注)				第14期連結会計 年度末残高 (千円)
			第14期連結 会計年度期首	第14期連結 会計年度増加	第14期連結 会計年度減少	第14期連結 会計年度末	
提出会社	平成18年第1回新株予約権	普通株式 (注)2、4	10	990	1,000	-	-
	平成18年第2回新株予約権	普通株式 (注)3、4	20	1,980	2,000	-	-
合計			30	2,970	3,000	-	-

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 第14期連結会計年度の増加990株は平成25年11月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行ったことによるものであります。

3. 第14期連結会計年度の増加1,980株は平成25年11月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行ったことによるものであります。

4. 第14期連結会計年度の減少の内訳は、次のとおりであります。

- ・ストックオプションの行使による減少 2,000株
- ・退職による権利喪失 1,000株

(4) 配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

基準日が第14期連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	第13期連結会計年度 (自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日)	第14期連結会計年度 (自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)
現金及び預金勘定	1,020,030千円	1,259,994千円
流動資産のその他に含まれる預け金	58,987	-
現金及び現金同等物	1,079,017	1,259,994

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として、元本保証、固定金利の預金等に限定し、また、資金調達については主に親会社からの借入および銀行借入によっております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社は取引先管理規程に沿って信用リスクの軽減を図っております。また、投資有価証券は、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金の支払期日は1年以内であります。短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資等に係る資金調達であります。営業債務および借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、担当部署が適時に資金繰り計画を作成更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（注3）を参照ください。）。

第13期連結会計年度（平成25年4月30日）

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,020,030	1,020,030	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,385,029	1,385,029	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	76	76	-
(4) 差入保証金	95,234	85,569	9,665
(5) 破産更生債権等 貸倒引当金（ ）	311,410 310,410		
	1,000	1,000	-
資産計	2,501,371	2,491,705	9,665
(1) 買掛金	942,664	942,664	-
(2) 短期借入金	100,000	100,000	-
(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	807,050	795,509	11,540
負債計	1,849,714	1,838,173	11,540

（ ）破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

第14期連結会計年度（平成26年4月30日）

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,259,994	1,259,994	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,415,916	1,415,916	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	54	54	-
(4) 差入保証金	81,570	74,599	6,970
(5) 破産更生債権等 貸倒引当金（ ）	322,159 321,559		
	600	600	-
資産計	2,758,135	2,751,164	6,970
(1) 買掛金	1,046,343	1,046,343	-
(2) 短期借入金	782,000	782,000	-
(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	419,850	417,065	2,784
負債計	2,248,193	2,245,408	2,784

（ ）破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券の時価は、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記「有価証券関係」をご参照ください。

(4)差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5)破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

負債

(1)買掛金、(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 株式会社リアム(旧ギルドコーポレーション株式会社)の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。当該保証債務については時価を把握することは極めて困難と認められるため、時価の注記を省略しております。

(注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額(千円)

区分	平成25年4月30日	平成26年4月30日
非上場株式	37,136	33,193
出資証券	41,973	-

これらについては市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注4) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

第13期連結会計年度(平成25年4月30日)

	1年以内(千円)	1年超(千円)
現金及び預金	1,020,030	-
受取手形及び売掛金	1,385,029	-
差入保証金	7,000	88,234
合計	2,412,059	88,234

第14期連結会計年度(平成26年4月30日)

	1年以内(千円)	1年超(千円)
現金及び預金	1,259,994	-
受取手形及び売掛金	1,415,916	-
差入保証金	1,000	80,570
合計	2,676,911	80,570

(注5) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

第13期連結会計年度(平成25年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	-	-	-	-	-
長期借入金	387,200	347,350	55,000	10,000	7,500	-
合計	487,200	347,350	55,000	10,000	7,500	-

第14期連結会計年度(平成26年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	782,000	-	-	-	-	-
長期借入金	347,350	55,000	10,000	7,500	-	-
合計	1,129,350	55,000	10,000	7,500	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第13期連結会計年度(平成25年4月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株式	76	17	59
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	株式	-	-	-
合計		76	17	59

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額37,136千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第14期連結会計年度(平成26年4月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株式	54	17	36
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	株式	-	-	-
合計		54	17	36

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額33,193千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

第13期連結会計年度(自平成24年5月1日至平成25年4月30日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	62,401	44,263	1,378

第14期連結会計年度(自平成25年5月1日至平成26年4月30日)

第14期連結会計年度中に売却したその他有価証券はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

第13期連結会計年度(自平成24年5月1日至平成25年4月30日)

第13期連結会計年度において、有価証券について53千円(その他有価証券の株式53千円)の減損処理を行っております。

第14期連結会計年度(自平成25年5月1日至平成26年4月30日)

第14期連結会計年度において、有価証券について3,942千円(その他有価証券の株式3,942千円)の減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成18年 第1回 ストック・オプション	平成18年 第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社の取締役 2名 当社の監査役 1名 当社の従業員 44名	当社の従業員 66名
ストック・オプション数 (注) 1	普通株式 535,000株	普通株式 165,000株
付与日	平成18年3月27日	平成18年7月28日
権利確定条件+	付与日(平成18年3月27日)以降、権利確定日(平成20年4月1日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合及び当社の取締役会が別途承認した場合はこの限りではない。	付与日(平成18年7月28日)以降、権利確定日(平成20年8月1日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合及び当社の取締役会が別途承認した場合はこの限りではない。
対象勤務期間	自 平成18年3月27日 至 平成20年4月1日	自 平成18年7月28日 至 平成20年8月1日
権利行使期間	自 平成20年4月1日 至 平成27年7月31日	自 平成20年8月1日 至 平成27年7月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成25年11月1日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 全てのストック・オプションは権利行使又は失効により、第14期連結会計年度末において未行使残はありません。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

第14期連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成18年 第1回 ストック・オプション	平成18年 第2回 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
第13期連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
第13期連結会計年度末	1,000	2,000
権利確定	-	-
権利行使	1,000	1,000
失効	-	1,000
未行使残	-	-

(注) 平成25年11月1日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成18年 第1回 ストック・オプション	平成18年 第2回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	157	300
行使時平均株価 (円)	1,174	1,174
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-

(注) 平成25年11月1日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

(3) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(4) 第14期連結会計年度末における本源的価値の合計額及び第14期連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

第14期連結会計年度末における本源的価値の合計額 - 千円

第14期連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 874千円

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第13期連結会計年度 (平成25年4月30日)	第14期連結会計年度 (平成26年4月30日)
繰延税金資産（流動）		
未払事業税	11,173千円	15,416千円
貸倒引当金	11,739	2,386
賞与引当金	19,221	19,974
繰越欠損金	122,689	135,459
その他	1,116	997
計	165,940	174,235
繰延税金資産（固定）		
貸倒引当金	99,857	307,650
投資有価証券評価損	256,224	257,629
債務保証損失引当金	207,424	-
繰越欠損金	485,999	398,378
その他	11,744	18,009
計	1,061,250	981,667
繰延税金資産 小計	1,227,191	1,155,903
評価性引当額	1,072,990	984,054
繰延税金資産合計	154,201	171,849
繰延税金負債（固定）		
その他有価証券評価差額金	21	13
計	21	13
繰延税金資産の純額	154,179	171,836

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第13期連結会計年度 (平成25年4月30日)	第14期連結会計年度 (平成26年4月30日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8	0.9
住民税均等割	3.5	1.1
評価性引当額の増減	82.3	19.3
連結消去による影響	5.3	0.8
子会社との税率差異による影響	6.9	4.1
復興特別法人税分の税率差異	6.7	0.3
その他	0.6	1.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	57.3	21.8

（資産除去債務関係）

第13期連結会計年度末（平成25年4月30日）

当社及び当社の連結子会社は、本社および支店の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する差入保証金等の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち第13期連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

第14期連結会計年度末（平成26年4月30日）

当社及び当社の連結子会社は、本社および支店の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する差入保証金等の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち第14期連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、事業種類別のセグメントから構成されており、「インターネット広告代理店事業」、「アドネットワーク事業」、「情報メディア事業」、「クリエイティブ事業」を報告セグメントとしております。

「インターネット広告代理店事業」は、リスティング広告、SEMソリューションを主軸として、これらを提供する顧客のニーズに応じて、その他インターネット広告代理販売、アクセス解析の代行等、付加サービスの提供を行っております。

「アドネットワーク事業」は、ディスプレイ型アドネットワークやASP（アフィリエイト・サービス・プロバイダー）の提供を行っております。

「情報メディア事業」は、情報メディアサイトを企画・制作し、広告枠及び当該サイトの販売活動を行っております。

「クリエイティブ事業」は、サイト制作やバナー制作等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部利益及び振替高は市場実勢価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

第13期連結会計年度（自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント					合計
	インターネット 広告代理店事業	アドネットワー ク事業	情報メディア事業	クリエイティブ 事業	計	
売上高						
外部顧客への売上高	7,997,108	2,591,979	69,140	63,493	10,721,721	10,721,721
セグメント間の内部売上高又は振替高	507	1,501,474	1,825	-	1,503,806	1,503,806
計	7,997,615	4,093,453	70,966	63,493	12,225,528	12,225,528
セグメント利益又は損失（ ）	400,807	485,863	3,604	28,223	911,290	911,290
セグメント資産	970,794	631,501	58,867	7,102	1,668,264	1,668,264
その他の項目						
減価償却費	18,091	11,185	1,991	-	31,269	31,269
のれんの償却額	-	-	2,276	-	2,276	2,276
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	70,404	45,857	52,354	-	168,616	168,616

第14期連結会計年度(自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント					合計
	インターネット 広告代理店事業	アドネットワーク 事業	情報メディア事業	クリエイティブ 事業	計	
売上高						
外部顧客への売上 高	7,388,400	3,819,805	50,622	46,795	11,305,624	11,305,624
セグメント間の内部 売上高又は振替 高	2,824	1,540,881	1,317	-	1,545,024	1,545,024
計	7,391,225	5,360,686	51,940	46,795	12,850,648	12,850,648
セグメント利益又は 損失()	325,379	651,521	8,885	14,367	982,381	982,381
セグメント資産	931,859	844,364	8,647	5,344	1,790,216	1,790,216
その他の項目						
減価償却費	16,975	22,107	8,111	-	47,194	47,194
のれんの償却額	-	-	-	-	-	-
有形固定資産及び 無形固定資産 の増加額	16,642	118,724	3,481	-	138,848	138,848

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

売上高	第13期連結会計年度	第14期連結会計年度
報告セグメント計	12,225,528	12,850,648
「その他」の区分の売上高	-	-
セグメント間取引消去	1,503,806	1,545,024
連結財務諸表の売上高	10,721,721	11,305,624

(単位:千円)

利益	第13期連結会計年度	第14期連結会計年度
報告セグメント計	911,290	982,381
「その他」の区分の利益	-	-
セグメント間取引消去	497	4
全社費用(注)	344,662	378,990
連結財務諸表の営業利益	566,130	603,395

(注)全社費用は、各報告セグメントに配分していない営業費用であり、主に管理部門に係る費用であります。

(単位:千円)

資産	第13期連結会計年度	第14期連結会計年度
報告セグメント計	1,668,264	1,790,216
「その他」の区分の資産	-	-
セグメント間取引消去	-	-
全社資産(注)	1,479,316	1,489,177
連結財務諸表の資産合計	3,147,581	3,279,393

(注)全社資産は、各報告セグメントに帰属しない資産であり、主に親会社での余資産運用資金(現金及び預金)及び長期投資資金(投資有価証券)等であります。

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	第13期連結 会計年度	第14期連結 会計年度	第13期連結 会計年度	第14期連結 会計年度	第13期連結 会計年度	第14期連結 会計年度	第13期連結 会計年度	第14期連結 会計年度
減価償却費	31,269	47,194	-	-	47,244	29,464	78,513	76,659
のれんの償却額	2,276	-	-	-	-	-	2,276	-
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	168,616	138,848	-	-	72,869	4,339	241,485	143,187

(注) のれんの償却額の調整額は、セグメント間取引消去額を表示しております。

【関連情報】

第13期連結会計年度(自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

第14期連結会計年度(自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

第13期連結会計年度(自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日)

該当事項はありません。

第14期連結会計年度(自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)

(単位:千円)

	インターネット 広告代理店事業	アドネットワーク 事業	情報メディア事業	クリエイティブ 事業	全社・消去	合計
減損損失	-	-	20,704	-	-	20,704

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

第13期連結会計年度(自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日)

該当事項はありません。

第14期連結会計年度(自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社および主要株主（会社等の場合に限る。）等

第13期連結会計年度（自平成24年5月1日 至平成25年4月30日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	フリービット 株式会社	東京都 渋谷区	3,045,085	インターネット 接続事業者への インフラ等提供 事業	(被所有) 直接 58.03	役員の兼任 資金の借入 債務被保証 その他	資金の借入 及び返済 (注) 1	217,200	1年内返済予定 の長期借入金	217,200
							長期借入金		177,350	
							借入利息 (注) 1	11,009	その他流動負債	5
							保証金の 差入れ	88,984	差入保証金	88,984
							債務被保証 (注) 2	465,000	-	-
第三者割当増 資の引受 (注) 3	99,580	-	-							

(注) 1. 借入金利は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。

3. 当社が行った第三者割当増資をフリービット株式会社が引き受けたものであります。

第14期連結会計年度（自平成25年5月1日 至平成26年4月30日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	フリービット 株式会社	東京都 渋谷区	3,045,085	インターネット 接続事業者への インフラ等提供 事業	(被所有) 直接 58.11	役員の兼任 資金の借入 債務被保証 その他	資金の借入 及び返済 (注) 1	482,000	短期借入金	482,000
								217,200	1年内返済予定 の長期借入金	177,350
							借入利息 (注) 1	11,709	その他流動負債	674
							保証金の 差入れ	-	差入保証金	88,984
債務被保証 (注) 2	505,000	-	-							

(注) 1. 借入金利は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社および関連会社等

第13期連結会計年度（自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日）

該当事項はありません。

第14期連結会計年度（自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日）

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等および連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

第13期連結会計年度（自平成24年5月1日 至平成25年4月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社 ベッコア メ・イン ターネット	東京都 台東区	412,775	データセンター事業 EC事業	-	役員の兼任 資金の貸付 営業取引 その他	資金の貸付 (注)1	50,000	-	-
							誤謬の訂正 (注)2	50,000	預り金	40,000
							固定資産の 購入	31,744	-	-
								-	-	

(注)1. 貸付金利は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 誤謬の訂正に伴う返還予定額であります。

第14期連結会計年度（自平成25年5月1日 至平成26年4月30日）

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員および主要株主（個人の場合に限る。）等

第13期連結会計年度（自平成24年5月1日 至平成25年4月30日）

該当事項はありません。

第14期連結会計年度（自平成25年5月1日 至平成26年4月30日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

フリービット株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第13期連結会計年度 (自平成24年5月1日 至平成25年4月30日)	第14期連結会計年度 (自平成25年5月1日 至平成26年4月30日)
1株当たり純資産額	25.88円	48.96円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()	17.10円	23.52円

(注)1. 第13期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。なお、第14期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注)2. 当社は、平成25年11月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額は、当該株式分割が第13期連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算定しております。

(注)3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第13期連結会計年度末 (平成25年4月30日)	第14期連結会計年度末 (平成26年4月30日)
純資産の部の合計額(千円)	394,964	747,357
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
(うち少数株主持分)(千円)	(-)	(-)
普通株式に係る連結会計年度末の純資産額(千円)	394,964	747,357
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数(株)	15,264,000	15,266,000

(注)4. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第13期連結会計年度 (自平成24年5月1日 至平成25年4月30日)	第14期連結会計年度 (自平成25年5月1日 至平成26年4月30日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額		
当期純利益金額又は当期純損失金額()(千円)	254,640	359,013
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額又は普通株式に係る当期純損失金額()(千円)	254,640	359,013

	第13期連結会計年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)	第14期連結会計年度 (自 平成25年 5月 1日 至 平成26年 4月30日)
期中平均株式数(株)	14,893,500	15,264,284

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	第14期首残高 (千円)	第14期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	782,000	1.48	-
1年以内に返済予定の長期借入金	387,200	347,350	1.95	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	419,850	72,500	1.56	平成26年～29年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	907,050	1,201,850	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	55,000	10,000	7,500	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

第14期連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第14期連結会計年度
売上高(千円)	2,897,736	5,649,850	8,283,724	11,305,624
税金等調整前四半期(当期)純利益 金額(千円)	76,426	205,819	311,188	458,835
四半期(当期)純利益金額(千円)	48,691	151,280	224,854	359,013
1株当たり四半期(当期)純利益金 額(円)	3.19	9.91	14.73	23.52

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	3.19	6.72	4.82	8.79

(注) 当社は、平成25年11月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、1株当たり四半期(当期)純利益金額は、当該株式分割が第14期連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	第13期事業年度 (平成25年4月30日)	第14期事業年度 (平成26年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	447,226	568,758
受取手形	-	1,300
売掛金	944,835	882,106
未収入金	2 132,593	2 171,412
前渡金	504	-
前払費用	26,576	21,935
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	100,000	-
預け金	58,987	-
繰延税金資産	125,138	137,838
未収還付法人税等	104,579	-
その他	3,419	2,171
貸倒引当金	35,444	6,695
流動資産合計	1,908,415	1,778,827
固定資産		
有形固定資産		
建物	72,054	73,259
減価償却累計額	10,951	22,430
建物（純額）	61,103	50,828
工具、器具及び備品	69,751	78,763
減価償却累計額	47,918	46,641
工具、器具及び備品（純額）	21,833	32,122
有形固定資産合計	82,936	82,951
無形固定資産		
ソフトウェア	62,160	99,154
その他	58,422	85,672
無形固定資産合計	120,582	184,827
投資その他の資産		
投資有価証券	37,212	33,247
関係会社株式	93,332	93,332
関係会社出資金	41,973	-
関係会社長期貸付金	200,000	20,346
破産更生債権等	309,450	320,181
差入保証金	95,234	81,570
その他	20	20
貸倒引当金	308,450	319,581
投資その他の資産合計	468,774	229,117
固定資産合計	672,293	496,895
資産合計	2,580,708	2,275,723

(単位：千円)

	第13期事業年度 (平成25年4月30日)	第14期事業年度 (平成26年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2 740,884	2 764,842
短期借入金	1 100,000	1, 2 782,000
1年内返済予定の長期借入金	2 387,200	2 347,350
未払金	41,587	35,787
未払法人税等	18,210	35,115
未払消費税等	20,891	33,538
預り金	46,607	6,873
前受金	27,495	23,353
その他	3,736	5,343
流動負債合計	1,386,612	2,034,204
固定負債		
長期借入金	242,500	72,500
関係会社長期借入金	177,350	-
債務保証損失引当金	582,000	-
繰延税金負債	21	13
固定負債合計	1,001,871	72,513
負債合計	2,388,483	2,106,717
純資産の部		
株主資本		
資本金	799,070	799,298
資本剰余金		
資本準備金	770,070	770,298
資本剰余金合計	770,070	770,298
利益剰余金		
その他利益剰余金		
事業拡充積立金	40,000	40,000
繰越利益剰余金	1,416,952	1,440,614
利益剰余金合計	1,376,952	1,400,614
株主資本合計	192,187	168,982
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	38	23
評価・換算差額等合計	38	23
純資産合計	192,225	169,005
負債純資産合計	2,580,708	2,275,723

【損益計算書】

(単位：千円)

	第13期事業年度 (自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日)	第14期事業年度 (自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)
売上高	8,129,736	7,665,193
売上原価	1 6,781,720	1 6,561,750
売上総利益	1,348,015	1,103,443
販売費及び一般管理費		
役員報酬	43,311	41,268
給料及び手当	625,088	583,198
採用教育費	48,229	49,508
法定福利費	84,707	82,219
減価償却費	52,935	35,506
地代家賃	110,247	111,127
貸倒引当金繰入額	11,133	17,618
外注費	55,608	49,235
のれん償却額	2,276	-
その他	214,106	206,743
販売費及び一般管理費合計	1,247,645	1,141,188
営業利益又は営業損失()	100,370	37,745
営業外収益		
受取利息	3,155	4,085
受取配当金	300,699	200
経営指導料	-	1 51,687
その他	6,103	3,505
営業外収益合計	309,957	59,479
営業外費用		
支払利息	1 19,030	1 18,222
支払手数料	12,591	7,938
その他	2,079	1,387
営業外費用合計	33,701	27,548
経常利益又は経常損失()	376,627	5,814
特別利益		
投資有価証券売却益	44,263	-
特別利益合計	44,263	-
特別損失		
減損損失	-	20,704
貸倒引当金繰入額	2 154,827	-
債務保証損失引当金繰入額	2 582,000	-
子会社株式評価損	-	41,973
過年度決算訂正関連費用	-	94,182
その他	11,130	3,942
特別損失合計	747,957	160,803
税引前当期純損失()	327,066	166,617
法人税、住民税及び事業税	105,343	130,255
法人税等調整額	14,847	12,699
法人税等合計	90,496	142,955
当期純損失()	236,570	23,662

【株主資本等変動計算書】

第13期事業年度（自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
				事業拡充積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	746,611	717,611	717,611	40,000	1,180,381	1,140,381	323,840
当期変動額							
新株の発行	52,459	52,459	52,459				104,918
当期純損失（ ）					236,570	236,570	236,570
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	52,459	52,459	52,459	-	236,570	236,570	131,652
当期末残高	799,070	770,070	770,070	40,000	1,416,952	1,376,952	192,187

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,503	4,503	328,343
当期変動額			
新株の発行			104,918
当期純損失（ ）			236,570
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,465	4,465	4,465
当期変動額合計	4,465	4,465	136,118
当期末残高	38	38	192,225

第14期事業年度(自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)

(単位:千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			
				事業拡充積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	799,070	770,070	770,070	40,000	1,416,952	1,376,952	192,187
当期変動額							
新株の発行	228	228	228				457
当期純損失()					23,662	23,662	23,662
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	228	228	228	-	23,662	23,662	23,205
当期末残高	799,298	770,298	770,298	40,000	1,440,614	1,400,614	168,982

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	38	38	192,225
当期変動額			
新株の発行			457
当期純損失()			23,662
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	14	14	14
当期変動額合計	14	14	23,219
当期末残高	23	23	169,005

【注記事項】

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

工具器具及び備品 3～6年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社として連結納税制度を適用しております。

（表示方法の変更）

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第75条に定める製造原価明細書については、同条第2項ただし書きにより、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第20条を準用する同第34条に定める投資その他の資産に係る引当金の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の3の2に定める減損損失に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

（貸借対照表）

第13期事業年度において、独立掲記していた「無形固定資産」の「ソフトウェア仮勘定」は、重要性が乏しいため、第14期事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、第13期事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、第13期事業年度の貸借対照表において、「無形固定資産」の「ソフトウェア仮勘定」に表示していた58,370千円は、「その他」として組み替えております。

(損益計算書)

第13期事業年度において、独立掲記していた「特別損失」の「投資有価証券評価損」は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、第14期事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、第13期事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、第13期事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「投資有価証券評価損」に表示していた53千円は、「その他」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

- 1 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく第14期事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	第13期事業年度 (平成25年4月30日)	第14期事業年度 (平成26年4月30日)
当座貸越極度額	200,000千円	400,000千円
借入実行残高	100,000	300,000
差引額	100,000	100,000

2 関係会社項目

関係会社に対する主な資産および負債は、区分掲記されたもののほか次のとおりであります。

	第13期事業年度 (平成25年4月30日)	第14期事業年度 (平成26年4月30日)
未収入金	129,136千円	169,512千円
買掛金	143,661	150,373
短期借入金	-	482,000
1年内返済予定の長期借入金	217,200	177,350

(損益計算書関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する損益項目には次のものがあります。

	第13期事業年度 (自平成24年5月1日 至平成25年4月30日)	第14期事業年度 (自平成25年5月1日 至平成26年4月30日)
売上原価	1,510,508千円	1,593,966千円
経営指導料	-	51,687
支払利息	11,009	11,709

2 貸倒引当金繰入額および債務保証損失引当金繰入額

第13期事業年度(自平成24年5月1日至平成25年4月30日)

ノコア事業の整理の一環で株式譲渡をいたしました当時のアパレル子会社(旧ギルドコーポレーション株式会社)に対する貸付金及び債務保証については、第13期事業年度における当社及び借入金融機関に対する返済遅延の状況から、貸倒損失及び債務保証の履行請求を受ける可能性が高まったと判断し、必要と認められる額の貸倒引当金及び債務保証損失引当金を計上しております。

なお、債務保証については当該借入金金融機関からの請求を受け平成25年6月28日に全額履行し、必要資金のうち一部については、親会社であるフリービット株式会社のグループファイナンスを通じて調達しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第13期事業年度 (平成25年4月30日)	第14期事業年度 (平成26年4月30日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税	1,346千円	1,380千円
貸倒引当金	11,739	2,386
繰越欠損金	122,689	135,459
その他	1,102	997
計	136,877	140,224
繰延税金資産(固定)		
貸倒引当金	99,159	306,951
投資有価証券評価損	256,224	257,629
関係会社出資金評価損	-	14,959
債務保証損失引当金	207,424	-
繰越欠損金	483,411	387,309
その他	2,319	12,355
計	1,048,539	979,205
繰延税金資産 小計	1,185,417	1,119,429
評価性引当額	1,060,279	981,591
繰延税金資産合計	125,138	137,838
繰延税金負債(固定)		
その他有価証券評価差額金	21	13
計	21	13
繰延税金負債の純額	21	13
繰延税金資産の純額	125,117	137,825

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第13期事業年度 (平成25年4月30日)	第14期事業年度 (平成26年4月30日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	1.5

	第13期事業年度 (平成25年4月30日)	第14期事業年度 (平成26年4月30日)
受取配当金	34.9	-
住民税均等割	1.6	2.9
評価性引当額の増減	42.7	47.2
法人税等の還付	-	2.6
復興特別法人税分の税率差異	-	0.9
その他	0.2	1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.7	85.8

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	第14期首残高 (千円)	第14期増加額 (千円)	第14期減少額 (千円)	第14期末残高 (千円)	第14期末減価 償却累計額又は 償却累計額 (千円)	第14期償却額 (千円)	差引第14期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	72,054	1,205	-	73,259	22,430	11,479	50,828
工具、器具及び備品	69,751	24,479	15,467	78,763	46,641	13,827	32,122
有形固定資産計	141,806	25,684	15,467	152,022	69,071	25,307	82,951
無形固定資産							
ソフトウェア	177,989	90,415	20,704 (20,704)	247,700	148,544	32,716	99,154
その他	58,422	83,120	55,870	85,672	-	-	85,672
無形固定資産計	120,582	173,535	76,575 (20,704)	333,372	148,544	32,716	184,827

(注) 1. 第14期減少額欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 第14期増加額のうち、主な内容は次のとおりであります。

工具、器具及び備品	サービス機能向上のためのサーバー等のハードウェア	24,479千円
ソフトウェア	サービス機能向上のためのソフトウェア	90,415千円

3. 当期減少額のうち、主な内容は次のとおりであります。

工具、器具及び備品	償却期間終了によるもの	15,467千円
-----------	-------------	----------

【引当金明細表】

区分	第14期首残高 (千円)	第14期増加額 (千円)	第14期減少額 (目的使用) (千円)	第14期減少額 (その他) (千円)	第14期末残高 (千円)
貸倒引当金	343,895	18,203	-	35,821	326,277
債務保証損失引当金	582,000	-	582,000	-	-

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権に対する貸倒引当金の洗替による取崩額33,511千円、債権回収による取崩額2,310千円であります。

2. 債務保証損失引当金の「当期減少額」欄の金額は、保証債務を全額履行したため取り崩したものであります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	7月中
基準日	4月30日
剰余金の配当の基準日	10月31日、4月30日
1単元の株式数	100株
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL (http://www.fullspeed.co.jp/ir/)
株主に対する特典	顧客企業の取り扱う商品・サービスを掲載した株主優待カタログを発刊 (10月31日および4月30日を基準日とし、年2回実施) 掲載している商品・サービスは株主限定の特別価格もしくは無料にて提供

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

第14期事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第13期）（自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日）平成25年7月31日関東財務局長に提出。
事業年度（第14期）（自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日）平成26年7月30日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成25年7月31日関東財務局長に提出。
平成26年7月30日関東財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書及び確認書
第14期第1四半期（自 平成25年5月1日 至 平成25年7月31日）平成25年9月13日関東財務局長に提出。
第14期第2四半期（自 平成25年8月1日 至 平成25年10月31日）平成25年12月12日関東財務局長に提出。
第14期第3四半期（自 平成25年11月1日 至 平成26年1月31日）平成26年3月14日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
平成25年8月5日関東財務局長に提出。
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。
平成25年9月12日関東財務局長に提出。
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書であります。
平成26年6月13日関東財務局長に提出。
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書であります。
平成26年8月5日関東財務局長に提出。
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。
- (5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
事業年度（第9期）（自 平成20年8月1日 至 平成21年7月31日）平成25年7月26日関東財務局長へ提出。
事業年度（第10期）（自 平成21年8月1日 至 平成22年7月31日）平成25年7月26日関東財務局長へ提出。
事業年度（第11期）（自 平成22年8月1日 至 平成23年7月31日）平成25年7月26日関東財務局長へ提出。
事業年度（第12期）（自 平成23年8月1日 至 平成24年4月30日）平成25年7月26日関東財務局長へ提出。
事業年度（第11期）（自 平成22年8月1日 至 平成23年7月31日）平成25年9月9日関東財務局長へ提出。
事業年度（第12期）（自 平成23年8月1日 至 平成24年4月30日）平成25年9月9日関東財務局長へ提出。
- (6) 内部統制報告書の訂正報告書
事業年度（第9期）（自 平成20年8月1日 至 平成21年7月31日）平成25年7月26日関東財務局長へ提出。
事業年度（第10期）（自 平成21年8月1日 至 平成22年7月31日）平成25年7月26日関東財務局長へ提出。
事業年度（第11期）（自 平成22年8月1日 至 平成23年7月31日）平成25年7月26日関東財務局長へ提出。
事業年度（第12期）（自 平成23年8月1日 至 平成24年4月30日）平成25年7月26日関東財務局長へ提出。

(7) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度(第12期第1四半期)(自 平成23年8月1日 至 平成23年10月31日)平成25年7月26日関東財務局長へ提出。
事業年度(第12期第2四半期)(自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)平成25年7月26日関東財務局長へ提出。
事業年度(第13期第1四半期)(自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)平成25年7月26日関東財務局長へ提出。
事業年度(第13期第2四半期)(自 平成24年8月1日 至 平成24年10月31日)平成25年7月26日関東財務局長へ提出。
事業年度(第13期第3四半期)(自 平成24年11月1日 至 平成25年1月31日)平成25年7月26日関東財務局長へ提出。
事業年度(第12期第2四半期)(自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)平成25年9月9日関東財務局長へ提出。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【最近の財務諸表】

該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 7月29日

株式会社 フルスピード

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北方 宏 樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 弘 幸 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フルスピードの平成25年5月1日から平成26年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フルスピード及び連結子会社の平成26年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フルスピードの平成26年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社フルスピードが平成26年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年7月29日

株式会社 フルスピード

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北方 宏 樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 弘 幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フルスピードの平成25年5月1日から平成26年4月30日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フルスピードの平成26年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。